

# 厚岸町議会 平成30年度各会計予算審査特別委員会会議録

平成30年3月13日

午前10時00分開会

- 委員長（大野委員） ただいまから、平成30年度各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

初めに、議案第1号 平成30年度厚岸町一般会計予算を議題とし、審査を進めてまいります。

進め方は、款項目で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（大野委員） それでは、予算書1ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算から審査を進めてまいります。

2ページから5ページは、歳入歳出予算の第1表です。

32ページ、33ページは、事項別明細書です。

34ページ、歳入から進めてまいります。

1款町税、1項町民税、1目個人。

8番、南谷委員。

- 南谷委員 委員長、今、1目個人なんでございますが、30年度の予算にかかわりますので、2目の法人も含めて広がりますけれども、お許しをいただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。

- 委員長（大野委員） はい。

- 南谷委員 ありがとうございます。

町民税、個人が、現年度分4億3,525万2,000円、収納率95.5%の計上。そして法人のほうは、現年度分6,594万円、均等割のほうが収納率98%の計上となっております。30年度の個人も法人も例年より高目に計上になっているなど見えますけれども、直近の実績を参考にされたのかなと理解をさせていただいたんですが、個人と法人の算定の根拠について説明を求めます。

- 委員長（大野委員） 税財政課長。

- 税財政課長（星川課長） 個人の、法人のほうの算定の根拠ということでございますけれども、基本的には、平成30年度の予算を策定するに当たり、基本となりますのが、直近の29年度の、昨日審議いただきました補正予算の部分がベースとなっております。

そういった29年度の状況を加味しながら、なおかつ、今現在申告等を受けておりますけれども、そういった状況も踏まえながら、業種ごとにどういった動きがあるのかというのを踏まえた中で、30年度の予算を調査させていただいているということになってございます。

なお、徴収率につきましては、最低の部分ということで、これだけは見込めるという部分を踏まえた中で徴収率というものを設定させていただいているということで、これについては、従来から、個人のほうは大体95.5%ということで見積もりさせていただいているという状況になってございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 今の説明ですと、私、2点ほど、非常に疑念に思うんです。

まず1点目なんですけれども、資料要求させていただいた資料、大変丁寧な資料をいただきましてありがとうございます。

29年度、これは見込みでございます。30年度、これは予算の数字が載っているよと。個人と法人のほうで説明を求めたいと思うんですけれども、過去、平成21年から29年までの現年度分、個人、法人あわせたこれらの数字というものが、私なりにずっと見させていただいたんですけれども、まず個人です。30年の当初予算4億3,525万2,000円に対しまして、21年から29年度までの9カ年の平均、当初予算ベースですよ、3億9,141万8,000円。差額が4,383万4,000円。9年間分と合わせて差額があります。それから、法人のほうでございしますが、当初予算が6,594万円。これに対しまして、9カ年の平均が5,930万4,000円。この差額が663万6,000円。それぞれ大幅に多いんですよ。この法人と個人あわせて、現年度分の差額が5,047万円の増額と30年の試算となっておるわけでございます。

平成29年の実績よりは、確かに30年の数字は下がっていますよ。だけど、そうすれば、過去の9年間の当初予算というのは何だったのかなと。一回も個人の分で5億円を超えたことはないんですよ。全部当初予算は、個人は4億円台です。いずれにしても大き過ぎるんです。乖離が。当初予算ベースで比較したら。非常に大きな差が生じているんですよ。過去10年間、ずっとこういうふう当初予算ベース、立ててきたんですよ。何で今年になってこういうふう変わってきたのかなと。それでは、今までの当初予算の計上というのは何だったのかなと。直近のベースでやってきたことはないんですよ、今まで一回も。当初予算の、この町税に計上されるとき説明にその話、一言でもありましたか。また、総務産業常任委員会、議員協議会でも、今年はこのようにやりますよなんていう説明は一回もありませんよ。この辺については、どのように捉えているんですか。

●委員長（大野委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 今、委員、るるおっしゃいましたけれども、基本的には、これまでの予算のつくり方については、変更はございません。これまでもずっと、大体前年度ですとか、今年度の税制改正ですとか、そういったものを見ながら予算を組んでい

ということですので、決してそれは調整をしているということではなくて、近年で見ますと、29年度よりも30年度が多いというのは、これまでの29年度から30年度、29年度の実績もそうですけれども、税制改正の部分もあって大幅に伸びているということがあって30年度も伸びているということです。決してこれまでの平均を見たり、そういったことをするのではなくて、これまでの税制改正の部分も踏まえながら、状況を見た上で予算は組んでいるということですので、決して平均で見たりとか、そういったことをしているのではなくて、今どちらかという、税のほうでいきますと税収が伸びているという状況を踏まえた中で、私どものほうも見据えた中でやった結果がこの数字になっているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 課長ね、そう言われるけれども、それよりも単年度で前年度の数字と比較してごらん。当初予算の数字というのは。直近あわせて、前年度と比較して、あなたの言っている答弁とこの数字、そういうふうになっていますか。この資料をいただいてからじっくり見たんですけれども、あなたの答弁とそごがありますよ。決してそういうふうにはなっていないです、数字は。言葉では言うことはできても、前年度の数字に準じた当初予算ではないですよ。決算の数字とは似ていますよ。決算の数字と当初予算の数字、乖離ありますよ、間違いなく。決算数字と比較したら、30年度の当初予算というのはそんなに変わらないんですよ。

あなたたちは数字のプロです。僕以上に。素人の私が数字をはじいてそう思うんだから、あなたの言っている理論というのは通りませんよ、この数字では。違いますか。

もう1点あります。さっきから答弁を聞いていると、平成29年の実績、まだしまっていない。これを参考にされました。近年は伸びていますよ。税というのは、前年度の実績が当該年度・・・と。平成29年、今年ですよ。平成29年の、まだ確定していないわけでございますから、この辺については、非常に算定の根拠にするのは厳しいと思うんです。先ほどの答弁で課長は、各業種、よく調査をされてこれに至ったと。私、感じるところは、余り、状況は厳しいと思っているんです。決して平成28年度よりもよくないし、確かに28年度、その数字より多いんですよ。あなたたち計上してきている数字は。平成29年度、今年の実績が確定することによって、平成30年度の課税対象になるわけでしょう。まだしまっていないわけですから、決して平成29年度というのは、それぞれ、例えば、昆布漁業、カキの値段も低かった。魚だって、一部の方は多かったかもしれないけれども、決して関連業界、工場や輸送業界で働く方々は厳しい状況にあったと私は思うんです。順調に推移されているところもありますよ。建設業界から酪農とか、いろいろあると思うんです。でも、総体的に、過去の実績に基づくような、非常に順調なベースではないと思うんですよ。いかがですか。

●委員長（大野委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） まず、最初のご質問にありました、予算と決算の部分に乖離

があるということですが、この表、資料を作成した中身につきましては、当初予算と決算の比較でございますので、実際的にはこの間に補正の状況がございます。その部分、若干説明させていただきますと、29年度の部分を見ていただくとわかるとおり、29年度の当初予算は28年度の当初予算と比べて、なおかつ、その中で28年度の状況を踏まえた中で予算を組ませていただいているということがあります。29年度の、昨日、予算を補正として上げさせていただいたのが4億4,000万円、これ、個人のほうだけ申し上げますけれども、4億4,000万円ということで、こちらを見込ませていただいたということがございます。なので、この額をもって、今年度、今申告等を受けておりますけれども、その状況を踏まえた中でこしゃこがございまして、そういったものを踏まえた中で今年度の予算を調整させていただいているということになります。

ちなみに、業種別で申し上げますと、いろいろ状況あるんですけれども、委員おっしゃいましたとおり、どちらかというと漁業のほうの所得については、昨年度から引き続き魚価等下がっている。また、水揚げ等も下がっているということがあって、そっちは下がりぎみにあるということ踏まえながらやらせていただいておりますし、逆に、農業所得でいいますと、乳価であったり、子牛の部分も高値のままで今維持されているということもあって、こういったことを一個ずつ加味しながら調整させていただいているということになってございます。

そういった結果、この予算ということになってございますけれども、実際的には、予算を組む中で、当初予算の段階ですけれども、ある程度これまでの実績を踏まえながら行きますけれども、歳入欠陥を起こしてはならないという基本がございまして、あくまでも当初予算の段階では最低限、これだけの額は確保できるというものを見させていただいた中で予算のほうを調整しておりますので、最終的には、当初予算はそういう見方をしますけれども、3月補正でもってそういった中身をまたお示しした中で、見方としてこういう状況ですよということで、補正で計上させていただいて、その分を見ながらやりくりしているということになってございますので、決して調整しているとか、そういうのではなくて、当初予算を組む段階では、あくまでも予算として歳入予算ですので、それを確実なものにするために、その数字を見させてもらっているということになってございますので、ご理解いただきたいと思っております。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 あのね、答弁に、おかしくないですか。今の補正で最終的にこれに近づけるよと言っているんですけども、過去9年間、そういうやり方してきていますか。補正は補正で伸ばしてきているでしょう。そうしたら、私が思うには、当初予算で5億100万円というものを計上していたら、補正は補正で、30年度の予算は例年どおりの過去の9年間の数字、上乘せになっていくんですか。いかがですか。

●委員長（大野委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 今のご質問でございますけれども、額につきまして、それぞ

れ年度によってでこしゃこが必ずございます。なので、一概には言えないということなんですけれども。ただ、見積もりする中で、その年度年度でそういった特殊な所得の動きですとか、そういったものがすごく大きくなってございますので、これは個人のみならず法人の分もそうなんですけれども、特に法人なんかはそうなんですけれども、そういった動きが非常に大きいということなものですから、こういった見方になっているということで、決して見方が少な過ぎるですとか、過大に見積もっているとか、そういうわけではなくて、その補正の状況を踏まえた中で、それからどうなんだということ踏まえて予算のほうは調整しているというふうになってございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 言葉での数字でしょう。あなたが出してくれたこの数字では、この9年間、1回もありませんよ。この数字に基づいた説明をしてくださいや。ありますか。当初予算で、現年度分5億円台見ているのは。ないんですよ、1回も。あなたはさっきからそういう答弁するけれども。これを見て、おお、そうかそうかと思えますか。いかがですか。

●委員長（大野委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 額のその5億円を超えた部分の云々かんぬんですけれども、実際的には、先ほども申し上げましたけれども、これまでの実績を加味した中で、予算を調整させていただいた中で、例えば、今の30年度のお話でいきますと、29年度の決算見込み、予定ですけれども、それが約5億1,800万円という見積もりの中で、そういったことを踏まえて、それをベースに今度、今30年度の状況を見させていただいて、その中から上がるものは上がる、維持されるものは維持する、減るものは減るということで見させていただいた結果、今、予算として、当初予算が5億円というベースになってございます。

これまでの状況からしますと、そういった動きの部分を、税制改正の部分も含めていろいろありましたので、ただ単純に今までその5億円が正しいとか云々とかではなくて、現在その我々が見ている調定ベースの中でいきますと、そういったものを考えた中では、この額というものは最低限収入し得るだろうという見込みの中での見積もりですので、決して数字が5億円を行くとか行かないとか、そういうのを目標にするわけではなくて、結果として今の税収が伸びているということ踏まえると、この額がこれまでの過去の中では、この表の中でいきますと、結果として一番、当初予算の計上が多くなっているということなんですけれども、その前段には、昨年度、29年度の実績見込みも踏まえた中で数値となってございますので、決してそういった調整をしているのではなくて、あくまでも見積もった中の結果としてこういった額になってございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 私はね、調整しているなんて一言も言っていませんよ。どこから調整が出てくるんですか。おたくらは、これをやるのに調整してやっているんですか。いかがですか。

●委員長（大野委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 決して調整という意味が悪い意味で言ったわけではなくて、あくまでも私が申し上げた調整というのは、予算を編成する上での調整ということになってございまして、そこはご理解いただきたいと思いますが、毎年毎年、前年度の状況を踏まえた中で、今年度の状況を加味した中で、その数字を見積もっているということです。決して、先ほど調整と言いましたけれども、そういった意味の、悪い意味での調整したわけではなくて、そういったことも一つ一つの所得を見ながらやった結果ということになってございまして、それはご理解いただきたいと思いますが、

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 あのね、私は、厳しい財政状況、交付税が減少してきている、それから、町長は活発に事業展開されているし、町民へのサービスの向上も伸ばしていく。そうすると、財政の健全化も私なんかは盛んに求めているわけですから、非常に厳しい財源状況のやりくりというのは、税財政課は担っておると。ですから、大変だなということはよく理解しているつもりでございまして、非常に頑張っている。それはわかりませんが、少なくとも、やはり従来と違ってはいるんですよ、この数字は。数字はうそつきませんよ。確かに先ほどから言われているように、平成29年度、収納率が上がってきているよ。でも、経済状況は、平成29年、不確定ですけども厳しい状況にあると思いますよ。それなのに30年度の当初予算は今まで以上に見ているわけですから、これは事実ですよ。何ぼうまいこと言ったって。だから、私は疑念に思ったんです。きっとこの分はクリアするだろうと。今までの、この過去の当初予算の見方と、今年は若干厳しくなっているな、そういう感じはいたします。

ですから、総産なり議員協議会で、考え方みたいなものは、やっぱり一言でも提案説明のときにきちっとしていただかなければ、私らわかりませんよ。資料要求しなければ気がつきませんでした。ことしの町税の状況というのはどうなんだろうと。これは誰もが興味を持つし、心配するところですから。私たち議員にとりまして、やはり30年度の予算、どうなるんだろう。厳しい状況の中でどうやっていくんだろう。町長は子育て支援に傾注されている。建物も、保育所もやっていただける。そうした中で、財政状況というのは、交付税も下がってくるぞ、そうした中でどうやっていくんだろう、そういう思いでいるわけですから、しっかり今後もこの算定については注視しながら取り組んでいただきたいと思います、いかがですか。

●委員長（大野委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 繰り返しの答弁になるかもしれませんが、見方としては、あくまでも直近のデータを見ながら、状況を見ながら予算を組んでいるというスタンスについては、何ら従来から変わっておりません。そういった中で、今回この数字というものが過去に比べて伸びているということなので、これにつきましては、前年度の実績を踏まえた中で、結果的に今、税額ベースでなくて調定額ベースのほうも実際的には伸びておりますので、そういったことを加味しながらやっているということなので、その結果としてこの数字になっているということになります。

あくまで当初予算の段階なので、前段でも申し上げましたけれども、当初予算の見方とすれば、収入し得るであろう最低限のラインの分はこれだけだろうということを見据えた中で当初予算は計上させてもらっております。

ただ、この後、当初予算の後に、これから今申告を受けておりますけれども、そういった状況を踏まえた中で、その動きが大きくなるようであれば、総務産業常任委員会のほうに、財政状況の説明も8月ですとか、そういったことでやらせていただいておりますので、そういった状況を踏まえるですとか、そういった中でもご説明できるのかなということもあります。そのときは、決算のほうの数字にもなりますけれども、あくまでもそういったこともありますので、そういった中でも大きい動きがあるのであれば説明するということも考えておきますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

●委員長（大野委員） ほか、この目ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

2目法人。

（な し）

●委員長（大野委員） 2項、1目固定資産税。

（な し）

●委員長（大野委員） 2目国有資産等所在市町村交付金。

（な し）

●委員長（大野委員） 3項、1目軽自動車税。ございませんか。

（な し）

- 委員長（大野委員） 4項、1目たばこ税。  
6番、室崎委員。
- 室崎委員 ここでお聞きしますけれども、喫煙に関する規制についていろいろな動きが出てきているようですが、そのあたりを簡単に説明してください。
- 委員長（大野委員） 保健福祉課長。
- 保健福祉課長（阿部課長） 喫煙に関しては、今回、閣議決定がされておりますけれども、公共施設については、建物の中は全面禁煙ということ。それから、民間のお店屋さんについても、100平米以上、それから資本金が5,000万円以上のお店については禁煙ということが閣議決定をされております。
- 委員長（大野委員） 6番、室崎委員。
- 室崎委員 これは、現実に施行されるのはいつごろというめどなのでしょうか。
- 委員長（大野委員） 保健福祉課長。
- 保健福祉課長（阿部課長） 申しわけありません。その実際の施行については、ちょっと詳細には承知しておりません。ただ、東京オリンピックのことも踏まえて、その前にやるという方向で進めていると承知しております。
- 委員長（大野委員） 6番、室崎委員。
- 室崎委員 今年の何月からというようなものではないんですね。それで、公共施設、それから100平米以上の飲食店、不特定多数人の出入りするところですよ。そこは禁煙ということになりましたが、町内では、そういう影響の出るところはありますか。
- 委員長（大野委員） 保健福祉課長。
- 保健福祉課長（阿部課長） 申しわけありません。町内のお店屋さんの面積等の調べはまだそこまでしておりません。
- 委員長（大野委員） 6番、室崎委員。
- 室崎委員 そういういろいろなデータをやはりつかんでおく必要はあると思うんです。なぜそんなことをごちゃごちゃ聞いたかという、たばこ税が例年減らしてきているんですよね。歳入はね。去年は235万4,000円のマイナスということで予算を組んだんです



が、今年は大いんですよ。376万1,000円と去年に比べると。それで、今のような流れというものの、動きというものをとって、これからこういう形で影響が出てくるだろうということでこれだけ数字が例年より大きく変わったのかなと思ひましてお聞きしたんですけれども、そういうようなものではないんですね。

●委員長（大野委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） たばこ税全体の話ですので、私のほうからご説明させていただきましても、たばこ税につきましても他の税と一緒にして、29年度の状況を見ながら、その状況を踏まえた中で本数を見させていただいているということで、実際的には、たばこ税の29年度の部分が当初見込みより減っているということがございまして、当初予算比較では80万本ほど減ってはいるんですけれども、そういった状況も踏まえた中で、全体的に減ってきているということがあって、こういうふうな見積もりということになってございます。

それにあわせまして、本数が減るといふのと同時に、人口の部分も減っているというのも加味しているのかなと思ひながら、状況を見ながら、この数字で税額を計算させていただいているという実績になってございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 たばこ税にはちょっといろいろな動きが出ていますから、喫煙そのものに関してね。そういう部分についても、やはり情報の収集は必要だと思うんですよ。数字の流れからいってこうだというのは、それはよくわかりますけれども、それはどの項目でもやることでしょう。プラスアルファの部分があると思いますので、そういうものも含めて、やはりきちんと税収の動きを考えていただきたいなと。と同時に、どんどん吸ってくださいという種類のものではありませんから、たばこというものの健康被害やそういうものについては、やはりきちんとした広報を行っていただきたい。特に今、国でもやっとうこういう動きが出てきていますからね、そういうことを含めてお願いしたいということです。

●委員長（大野委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 税額の部分ではございますけれども、その部分につきましては、当初予算ではこういった見方をさせてもらってはおりますけれども、これからの、ことしの状況も踏まえた中で、来年以降の見積もりの中ですとかそういった部分では、そういった本数の動きですとか、あとはそういった施策のものですか、そういったものも加味しながら、予算のほうは検討していきたいと思っております。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 広報に関する部分でございますけれども、「みんなすこやか厚岸21」、厚岸町の健康増進計画の中でも重点項目としております。今回、今年度、それから30年度にかけて中間評価も予定しておりますので、それらの中でも検討してまいりたいと思います。

●委員長（大野委員） ほか、この目ございますか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

5項、1目特別土地保有税。

（な し）

●委員長（大野委員） 6項、1目都市計画税。ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税。

（な し）

●委員長（大野委員） 2項、1目自動車重量譲与税。

（な し）

●委員長（大野委員） 3款、1項、1目利子割交付金。

（な し）

●委員長（大野委員） 4款、1項、1目配当割交付金。ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 5款、1項、1目株式等譲渡所得割交付金。

（な し）

●委員長（大野委員） 6款、1項、1目地方消費税交付金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 7款、1項、1目ゴルフ場利用税交付金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 8款、1項、1目自動車取得税交付金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 9款、1項、1目国有提供施設等所在市町村交付金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 10款、1項、1目地方特例交付金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 11款、1項、1目地方交付税。ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 38ページ。12款、1項、1目交通安全対策特別交付金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 13款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2目衛生費負担金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 3目農林水産業費負担金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2目民生使用料。

(な し)

- 委員長（大野委員） 3目衛生使用料。ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 4目農林水産業使用料。

(な し)

- 委員長（大野委員） 5目商工使用料。

(な し)

- 委員長（大野委員） 6目土木使用料。

(な し)

- 委員長（大野委員） 7目教育使用料。ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2項手数料、1目総務手数料。

(な し)

- 委員長（大野委員） 3目衛生手数料。

(な し)

- 委員長（大野委員） 4目農林水産業手数料。ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 6目土木手数料。

(な し)

- 委員長（大野委員） 7目教育手数料。

(な し)

- 委員長（大野委員） 3項、1目証紙収入。ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2目衛生費国庫負担金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2目民生費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 3目衛生費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 4目農林水産業費国庫補助金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 6目土木費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 7目消防費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 8目教育費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 3項委託金、1目総務費委託金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2目民生費委託金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 4目土木費委託金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2目衛生費道負担金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2項道補助金、1目総務費道補助金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2目民生費道補助金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 3目衛生費道補助金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 4目農林水産業費道補助金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 5 目商工費道補助金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 7 目消防費道補助金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 8 目教育費道補助金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 3 項委託金、1 目総務費委託金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 3 目衛生費委託金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 4 目農林水産業費委託金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 5 目商工費委託金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 6 目土木費委託金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 48ページ。17款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2 目利子及び配当金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2項財産売払収入、1目不動産売払収入。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2目生産物売払収入。ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 18款、1項寄附金、1目一般寄附金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2目減債基金繰入金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 3目地域づくり推進基金繰入金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 4目まちおこし基金繰入金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 5目老人福祉基金繰入金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 6目環境保全基金繰入金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 10目ふるさと納税基金繰入金。



8番、南谷委員。

- 南谷委員 19款、1項、10目ふるさと納税基金繰入金。1億円の計上でございます。去年より6,750万円ほど高額になっておるんですけれども、まず初めに、前回まで議員のほうに知らされているのは、平成29年度、2億9,000万円ほど積み上がるということで、一応、ふるさと納税の。この平成29年度末で最終的におよそどのぐらいになるのかという予測、まだしまっていないから、厳しいのかもしれないですけれども、およそで。平成30年度は1億円と見ているんですけれども、ふるさと納税の額はまずどのぐらいになるのか。この2点についてお尋ねをさせていただきます。

- 委員長（大野委員） 休憩します。

午前10時47分休憩

午前10時47分再開

- 委員長（大野委員） 再開します。  
総務課長。

- 総務課長（松見課長） 申しわけありませんでした。

今般、平成29年度の補正予算、専決処分をさせていただいた時点では、この時点で8,500万円の追加補正をさせていただいております。それと、その結果、来る3月31日現在の基金見込額は1億2,222万1,190円となっております。今般、1億50万円という予算計上させていただいておりますので、予算的にはそういったところでございます。

- 委員長（大野委員） 総務課長、どうぞ。

- 総務課長（松見課長） これも29年度の寄附見込額は2億9,000万円の予算計上させていただいておりますけれども、先般、2月末で2億8,000万円を超える寄附をいただくことが確認できております。残り1カ月ということでもありますので、予算的には2億9,000万円を確保できる見込みがあると、そのように感じ取っているところでございます。  
失礼いたしました。

- 委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

- 南谷委員 すみません。ふるさと納税の基金の繰り入れが本年度は1億円になっているんですけれども、実質、平成30年度のふるさと納税というのは、半分になるわけですから、およそ1億円を基金に繰り入れるということは、平成30年度、どのぐらいのふるさと納税があると試算をされているのか、さっき尋ねたんです。これが答弁漏れなんで。

●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 先ほど申し上げた今年度末は、1億2,200万円でありまして、当初予算で1億50万円を取り崩す、そういった予算の中で、今般、30年度2億円の寄附見込みをさせていただいておりますので、それに該当するものとして5,880万円を30年度分の基金積み立てとして見込んでおりまして、これらを差し引き増減すると、30年度末の残高は8,052万2,000円ということの内容でございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 時期がずれるのもあって、非常につかみにくい数字なんでしょうけれども、ふるさと納税、東京厚岸会の皆さんもふるさと納税の返礼品については非常に興味を示していただいたり、厚岸町も気持ちでふるさと納税に対する関心が非常に強くありました。町外にいる厚岸にゆかりのある皆さん、ふるさと納税に積極的に関心を持っていただいて、3億円近い数字になっておるわけでございますから、そのおかげで、例えば3億円あって1億円、最低でも基金なりに運用できるわけでございますから、返礼品の取り扱い、さらには、返礼品によって思い入れもある。ですから、ウイスキーなんかも、数少ないかもしれないけれども、返礼品の一つのメニューに入ってもらえればなと思いますし、返礼品に対する考え方。それから、そういう皆さんはせっかく寄附をされています。今回、厚岸町は、いろんな基金に積まれるよと、運用されますよだけでは足りないと思うんですよ。やはりきちんとかういう方面に、お金に色がついているわけではないんですけども、税財政課長が答弁してくれた子育て支援の原資として一つ新たな財源が出てくるわけですから、全般的にお金の夢がないんでしょうけれども、きちんとかういうことが、自分たちが寄附したお金が厚岸町の財政にこういうふうに使われているんだというPRの仕方は、やっぱりしっかりそういうのを訴えていくような手法というものを考えていかないと、先細りになってしまうと思うんですよ。だから、ふるさと納税に対して、やっぱり貴重な財源でございますから、町としてももしっかり取り組んでいくべきだと思うんですが、その辺のお考えについて伺いたいと思いますが、いかがですか。

●委員長（大野委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えいたします。

このふるさと納税を始めてから、今年で3年目を迎えるわけでありまして。今、ご指摘のありましたとおり、ふるさと納税の役割、厚岸町にとりましても大変重くなっております。といいますのは、新しい施策の中で大いに利用できる。しかしながら、相手方は、目的を持って、このために使ってくださいというものもあるわけでありまして、ほとんどは自由と言ったらちょっとあれですけども、町の裁量によって、まちづくりのために使っていただきたいというものが多くありますので、今、ご指摘がありましたとおり、子育て支援、または子供たちのための予算等が今回重点的に施策として実現できたということも、ふるさと納税があればこそであります。

そういう意味において、新しいメニューにつきましても、ウイスキーの話もありましたけれども、そのことも十分に踏まえながら、今後、多くの方々にふるさと納税を納められるような工夫をしながら、さらに財政に役立つふるさと納税ということを期待していきたい、そのように考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

●委員長（大野委員）　ほか、この目ございませんか。

（な　し）

●委員長（大野委員）　なければ進みます。

20款、1項、1目繰越金。

（な　し）

●委員長（大野委員）　21款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金。

（な　し）

●委員長（大野委員）　2目加算金。

（な　し）

●委員長（大野委員）　3目過料。

（な　し）

●委員長（大野委員）　2項預金利子、1目町預金利子。

（な　し）

●委員長（大野委員）　3項貸付金元利収入、2目ウタリ住宅改良貸付金元利収入。

（な　し）

●委員長（大野委員）　6目十勝沖地震災害援護資金貸付金収入。

（な　し）

●委員長（大野委員）　7目東北地方太平洋沖地震災害援護資金貸付金収入。

(な し)

- 委員長（大野委員） 4項受託事業収入、3目衛生費受託事業収入。

(な し)

- 委員長（大野委員） 5目土木費受託事業収入。

(な し)

- 委員長（大野委員） 6項雑入、1目滞納処分費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2目過年度収入。

(な し)

- 委員長（大野委員） 3目雑入。

7番、音喜多委員。

- 音喜多委員 雑入の中に、今年、次のページですが、中ほどに水産業振興協力費、930万円が計上されておりますけれども、これはどういうものなのか、どういう経緯の中でこういう計上をされてきたのか。

- 委員長（大野委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（湊谷課長） この水産業振興協力費というのは、平成30年度から新たに漁業協同組合のほうから申し出があって受けることになったものでございますが、サケ・マス対策ということで、国、北海道、そして厚岸町も一緒になって支援をしてきたところでございます。そういった一連の支援活動に対して、漁業協同組合のほうとしては、今後も引き続き町の協力をいただきながら、漁業振興施策を進めていただきたいと、そういう思いがあって、漁業協同組合のほうから、年額で930万円ほどになりますけれども、これを10年にわたって厚岸のほうに寄附をさせていただきたいという申し出を受けて、その目的というのは、水産業の振興、さらには産業全体の振興に結びつくように活用していただきたいという申し出を受けて、収入を見込んだところでございます。

- 委員長（大野委員） 7番、音喜多委員。

- 音喜多委員 今言われている金額と違う。今回930万円計上されていますね。これ、ずっ

とこの金額で来るのか。その辺の、今10年と言われたような気がするのですが、10年この金額で来たら結構な金額になるんですけども、そう言われるんですから、当町としては水産振興というか、漁業振興していかなきゃならない問題ですから、ずっと続くわけですから、もう一度、見通しの金額というか、期間とそれについてちょっとお尋ねします。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 1回目の答弁したように、漁業協同組合のほうから、平成30年度から向こう10年間にわたって、額にして930万円の水産業振興協力費というものを町のほうに入れていただくという申し出を受けて、また、漁業協同組合としては、そのお金を使って水産業の振興、さらには、産業全体の振興に資する事業に活用していただきたいという申し出があって受けるものでございます。

●委員長（大野委員） ほかがございますか。  
8番、南谷委員。

●南谷委員 53ページ。中段ほどに、釧路産炭地域活性化事業費補助金1,580万円あります。まず、産炭地資金を活用されたということだと思うんですが、内容については203ページ、町営牧場の車両購入の1,962万7,000円、このうちの財源充当かというふうに判断されたんですが、これで終わりでないのかなと思うんですけども、この辺の推移について、産炭地資金の、これで終わりなのかどうなのかも含めて、それからこの事業の内容、この2点についてお尋ねをさせていただきます。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 最初に、ご質問あった事業の内容のほうについて。

委員言われたように、後段で出てきている農林水産業費の中の町営牧場管理用機械整備事業のほうに充当するための財源ということでございます。

事業の内容を教えてくださいということでございましたので、町営牧場のほうで今年度、新年度において購入予定のトラクター1台、それと管理用車両ということで、ハイラックスでございますけれども、この車両1台、合わせて1,962万7,000円の事業になりますが、その事業に充当するというで見込んでいる財源でございます。

産炭基金の部分につきましては、まちづくり推進課長から答弁があります。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） ご質問の産炭基金の状況でございますが、最初の厚岸町の配分は2億6,500万円、これを平成24年度から配分を毎年受けておりました、平成30年度の1,570万円の配分で、これで全額配分を受けるという結果になります。

産炭地振興センターの考えとしては、この基金の活用については、係る釧路市以外の町については、平成30年度まで執行していただきたいという経産省の要請を受けまして、そういった計画のもとで厚岸町としても配分を受けてまいりましたが、平成30年度でもって基金の配分は終わるといった状況になります。

●委員長（大野委員）　ほか、この目ございますか。

3番、堀委員。

●堀委員　私も水産業振興協力費で、ちょっと今議論があった中で聞きたいんですけども、そうすると930万円の10年と先ほど答弁あったんですけども、何かしら書面的な契約行為というものが、この中では相手方とされているのでしょうか。まず、これを教えてください。

●委員長（大野委員）　産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長）　漁業協同組合と厚岸町との間で覚書というものを、昨年4月20日に取り交わしております。内容をご説明しますけれども、趣旨ということで、この振興協力費を交付する趣旨でございますが、本町水産業は、平成28年1月からのロシア200海里水域における流し網漁業の操業禁止を受け、大きな転換期を迎える中、甲といいますのは漁業協同組合ですけども、沿岸漁業を初めとした水産業の振興に向け、国や北海道、さらには厚岸町の支援を受けて、各種の対策に迅速に取り組んできた。国際的な漁業規制の強化や自然環境、水産資源の変動等、水産業を取り巻く環境は非常に厳しく、将来を見通すことは極めて難しい状況であるが、今後も漁業協同組合と厚岸町が協力して、本町の水産業の振興、発展、ひいては地域経済の進展に資するため、漁業協同組合は厚岸町に対して水産業振興協力費を納入するという事で、先ほど音喜多委員からも質問があったように、30年から39年までの10年間にわたり930万円を納入するという覚書を交わしてございます。

●委員長（大野委員）　3番、堀委員。

●堀委員　思い出しましたというか、はい。

ただ、相手方の経済団体といった中において、毎年度のこれが、相手方に過度な負担になる可能性というものも当然あると思うんです。水揚げというものがどんどんどんどん落ち込んでいて、事業がどんどんどんどん圧迫されていたときに、この覚書というものが相手方に対して重荷となる可能性というものもあるんですけども、そういった場合の免除条項というか、何かしらのという、そういう配慮するようなものというの、この覚書の中ではあるのでしょうか。それとも、この覚書の中では、もう10年間あれなんで、どんなに相手方が苦しくても出さなきゃならない、出さないというか、振興協力を出し続けなければならないというものなのか。その点についてはどうなっているのでしょうか。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） この協力費につきましては、あくまでも漁業協同組合のほうからの申し出によって受けているものでございます。ですから、この覚書についても、漁業協同組合のほうの意を酌む形で交わしてございますので、今、委員が質問を言われたような、今後の情勢によってという部分は、覚書のほうには記載はないということでございます。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 相手方が潰れても、ちょっと極端な言い方かもしれませんが、要は、事業廃止するような状態に陥ってもやるのかという話になると思うんです。この辺については、もう少し何か弾力性がないといけないんじゃないのかなと思うんですね。

平成29年度の事業も大分落ち込んだというようなものは聞いていたものですから、万が一、こういうような状況があと2年も3年もといったときには、やはり厳しいものが出てくるんじゃないのかなと思うんです。何かしら、これについては、余りがちがちなものとはされないほうがやはりいいんじゃないのかなと。余裕のあるときは確かにたくさん協力費、930万円じゃなくて、もっともっと水揚げがいっぱいになれば、もっともつとふやしていただいてもいいのかもしれませんが、やはりその都度の状況というものもしっかり見定めた中で、相手方との交渉といったものの中で協力費の額を決めていってもらえればなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 申しわけありません。先ほどこちらからの答弁の中で、一つ漏れていた部分がございます。

覚書の中で、その他という部分がありまして、本覚書に定めのない事項、または本覚書の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して決定するという項目もございます。こういった条項もありますから、極端な話で堀委員は先ほどこういう場合ということをおっしゃいましたが、そういう厳しい状況があった場合にもこのままということになるかは、その時々々の情勢に応じてということになるかと理解しております。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 最後に確認だけなんですけれども、今回これは雑入ということで、寄附金じゃないんですけれども、負担つき寄附というような考え方にはならないということで理解しておいていいのかどうなのか。厚岸町が相手方に約束をした中で、これをもって何かしらのやるというものの約束がされれば、やはりそれは雑入といえども、負担つき寄附じゃないのかという話にもなるかと思うんですけれども、その辺の整理というものは十

分検討されてされているのかどうか。これだけ最後に答弁願います。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） まさに目的をつけて寄附ということではなくて、先ほどの中にもありましたけれども、水産業の振興、発展と地域経済の進展に資する事業に充当して活用していただきたいと。特定した事業のこれに充ててくれというたがをはめたものではございませんので、そういった意味で、雑入で受けさせていただくということで共有させていただいております。

●委員長（大野委員） ほかございませんか。  
4番、石澤委員。

●石澤委員 51ページのまちづくり・ひとづくり推進交付金というのがあるんですが、この内容をちょっと教えてほしいです。

●委員長（大野委員） 休憩します。

午前11時12分休憩

午前11時16分再開

●委員長（大野委員） 再開いたします。  
総務課長。

●総務課長（松見課長） 大変貴重な時間、無駄にしまして大変申しわけありません。おわび申し上げます。

このまちづくり・ひとづくり推進交付金でありますけれども、これは平成25年度から引き続き予算計上させていただいているものでありまして、北海道町村会において、この管内の全ての町村が、公共施設の建物の共済事業、それから公用車両の共済事業、これらの事業展開をしております。その事業展開において、余剰といいますか、これについて釧路管内の分を各町村に加入割合に応じた配分をさせていただいていると。これを町のまちづくり・ひとづくりのための事業に利用していただきたいと、そのような趣旨の内容のものでございます。

大変どうも失礼いたしました。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 ということは、これは、毎年このくらいのものは町に入ってくるということなんですか。



●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 毎年、この程度の金額が歳入できるということでございます。

●委員長（大野委員） ほか、この目ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

54ページ。22款、1項町債、1目総務債。

（な し）

●委員長（大野委員） 2目民生債。

（な し）

●委員長（大野委員） 4目農林水産業債。

（な し）

●委員長（大野委員） 6目土木債。

（な し）

●委員長（大野委員） 7目消防債。

（な し）

●委員長（大野委員） 10目臨時財政対策債。ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、以上で歳入を終わります。

続いて、56ページの歳出に入ります。

1款、1項、1目議会費。

（な し）

- 委員長（大野委員） 60ページ。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

（な し）

- 委員長（大野委員） 68ページ。2目簡易郵便局費。

（な し）

- 委員長（大野委員） 3目職員厚生費。

3番、堀委員。

- 堀委員 いつもちょっと別なところで聞いているんですけども、今回ここで聞こうと思うんですけども。

4月1日から、障害者の法定雇用率が現行2.3%から2.5%と変わると聞いております。地方公共団体ですね。現在のところ、厚岸町として、この法定雇用率に当てはめたとき何パーセントとなっていて、また、4月1日以降は何パーセントで、この法定雇用率についてクリアしているのかどうなのか、これについて教えてください。

- 委員長（大野委員） 総務課長。

- 総務課長（松見課長） 現在、法定雇用率でいくと、実質の雇用率は1.53%になってございます。これについては、雇用障害者不足数として2人と捉えているところでございます。何とか今年度において新規採用を含めて、定員管理をしていきたいと考えているところでございます。

- 委員長（大野委員） 3番、堀委員。

- 堀委員 そうすると、1回、たしか何年か前においては雇用率が上がって、法定雇用率を超えたと思うんですけども、また下回ってしまったよということなんですね。1.53%ですから、2人分も足りないといった中で、4月1日以降、そうするとこれをクリアするための雇用というものは予定されているのでしょうか。

- 委員長（大野委員） 総務課長。

- 総務課長（松見課長） 実際の雇用率が下がりましたのは、職員の退職という状況があったところでございます。

この年度途中において、また新たに障害者手帳を所持する職員もおられます。それで、現在、30年度では、1名の方について障害者雇用といたしますか、町では町村会による採用資格試験を行っておりますけれども、それらで充足できない分については、社会人枠であるとか、そういう採用方法を現在考えておまして、その中で何とか確保したい

と、そういうところでございます。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 やはり障害者の法定雇用率というのは、まずはやはり国や地方公共団体が率先して、その率というものをしっかりと確保していった中で、民間の会社とかにおいても、その雇用の推進、促しをかけていくものだと思うんですよ。やはり市町村なり地方公共団体が率先した例を見せることによって、雇用の推進というものを図っていかねばならない。そういった中では、常にこれについては、ぎりぎりクリアしたからいいんじゃないなくて、やはりそれ以上の障害者雇用というものを考えていって、厚岸町全体として障害者の雇用というものをしっかりと考えて、障害者を支えていくんだという、やはり意気込みというものを町のほうとしても持って、町民のほうに示していただきたいと思うんですよ。

ぜひ、これについては、意を配した中で、速やかなる雇用率のクリアと、また、それ以上の雇用に向けての努力というものをしていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 少し現状を申し上げますと、私どもも、ハローワーク、そういった機関と障害者雇用について話す中で、例えば、一般の町村職員の採用試験にはなかなか、応募をご遠慮するというんでしょうか、実際にはいらっしやらないんですね。ただ、それぞれたくさんの方々障害を持ちながら一般の企業等で働いております。そういった方は、そういった部分できちっとした職についていけると。現実には、それらの方以外の方、いまだに就職ができないであるとか、そういうような状況にある方が多いようでございます。ですから、そういった方が、今現状の職員の採用資格試験にはなかなか応募していただけない状況が実はわかりました。

ということで、やはり別枠で、応募しやすいような環境の中、障害がある方によく周知をさせていただいた上で、改めて募集に対する応募をしていただけるような形、システムがこれから必要ではないのかと。今年度、ぜひ取り組んでまいりたいと考えております。ご理解いただきたいと思います。

●委員長（大野委員） ほか、この目ございますか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

72ページ。4目情報化推進費。

4番、石澤委員。

●石澤委員 厚岸情報ネットワーク共聴巻き取り整備委託料なんですけれども、この内容が聞きたいんですが、整備事業。

●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 町内にテレビの難視聴地域が何カ所かありまして、その中で、30年度は3地区において、施設の、いわゆる共聴組合が持つ共同のアンテナ施設が老朽化してしましまして、更新にするためには相当な費用がかかるということで、各共聴組合では、何とか町の光ケーブルを引いて、その光ケーブルで視聴していきたいと。今までの、みずからの共聴組合を組織して、共聴組合が管理運営する方式をやめて、町の光ケーブルを引っ張っていただいて、それでテレビ視聴をしたいということの内容で、今年度は湾月地区と宮園地区と光栄・白浜地区、光栄・白浜地区で1地区なんですけれども、この3地区で、いわゆる今までの共聴施設を廃止するかわりに町の光ケーブルを延長していくと、そういった工事でございます。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 その場合に、個人の負担はどういうふうになっていくんですか。

●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 個人の負担については、それぞれの各ご家庭の負担ということになっております。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 個人の負担額というのはそれぞれと言いますが、幾らぐらいになるんですか。

●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 今ちょっと簡単に個人の負担ということを行っていますけれども、組合ごとにそれぞれ負担の考え方がありまして、中には、これまで共聴組合が管理していた中で、現在資金の残高があるとか、そういったところについては、何とか組合の中で個人負担を減らすような努力をされるようでございます。その他については、1軒当たり、現在では2万9,160円、このご負担をいただくというふうになってございます。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 その積み上げていたものがない人の中で、2万9,160円というと、払えるんですか。これに対しての、生活に負担がかかっている人にとっては、何かテレビも見ること

という世界になるのかなと思うんですけれども。すごく高いような気がするんですけれども、それに対する何か手だてとかがないんですか。

●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 個人で視聴なさる分のご負担に実はなるわけですが、公共施設として整備する部分は町が整備するんですけれども、それにつなげるための個人の設備ということでもありますので個人負担とお答えしているんですけれども。

共聴組合自身の、共聴組合運営のためにも、現在、各個人が月200円だとかを負担なさっているんですね。それでもって維持管理を共聴組合としているわけですが、その維持管理費の徴収が各組合では今度不要になります。ですから、その分が不要になるから個人負担ということではないんですけれども、今まで共聴組合に加入していた方が、共聴組合に毎月ご負担していた金額が今度は負担しなくてもよくなると。環境にはございます。あとは、その金額ですが、これは各組合で集めていただくことになるんですけれども、中には、やっぱりそういったご負担のことを考えていただいて分割納入とか、そういったようなご相談にも対応できるように組合では考えております。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 いや、すごく大変なんだという話を聞いたんですよね。最初に町でやったときには、負担はなかったですよね、共聴のときの。それがなかったのに何で俺たちがというのはあるんです。共聴組合との関係もあったんでしょうけれども。それにしても、何年間で払うのか何なのかわからないんですけれども、何かすごく負担が多いような気がするんですが、何らかの措置ってないんでしょうかね、町としては。

●委員長（大野委員） 副町長。

●副町長（會田副町長） この負担の部分につきましては、これまでの議会でも他の議員の方からいろいろとご質問があり、議論を重ねてきたところでございます。

確かに一斉に整備したときには、補助金として全て取り扱われる。ただし、そのときには、共聴組合で既に整備した分については、厚岸町の光ケーブルにつなぎかえるといった部分では、これは補助の対象にはならないということで、その共聴組合で整備された分についてはそのままの状態であったと。その後、その整備が終わって、新築であるとか改築であるとか、さらには町内での移転、この部分につきましては、条例に規定されているとおり、その分についてはそれぞれの方々から負担をいただいていたという経緯がございます。

ですから、今回、各共聴組合のほうから、なかなか組合を維持していくということも難しくなっている中で、この際、厚岸町の光ケーブルに乗った中で移行をさせていただきたいという要望を受けて、町としてこれまで2年間、各共聴組合とも話し合

いをしてきながら、どれだけ負担を減らすことができるかということも含めて協議をしてきたところでもあります。

このたび、まず今のところ、それぞれの共聴組合から承諾をいただいて、先ほど総務課長が答弁されたとおり、共聴組合で積み立てを持っているところについては、それぞれの負担分について、その積立金の中で個人負担を減らすような努力をします。また、さらに、どうしてもその他撤去の費用がかかる部分もございますので、要は、自分のうちのところに引っ張る機器の部分、その部分についてのみ負担をしていただきたいという話をさせていただいております。そのほか家のほうまで敷設する部分については、町で負担をいたしますということでの今回の予算計上ということなんです。

この2万9,000何がしということで、総務課長、この負担分について答えましたけれども、これもこれまでいろいろと業者との協議の中で、できる限り負担を減らしてほしいという各共聴組合からの要請を受けた中で、町としても努力をしてきたということなんです。

ですから、若干の負担はかかりますけれども、町として全くの負担をしていないということではなく、その最低限の部分だけは負担をしていただきたいといった各共聴組合との協議の中です承いただいたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 今さっき、分割でもいいというような取り決めも行っているということですが、どうしても払えない方の場合、払えない人いると思うんですけどね、そういうのはきちっと調査して、それに対する支援とかは考えているんですか。

●委員長（大野委員） 休憩します。

午前11時36分休憩

午前11時42分再開

●委員長（大野委員） 再開します。

総務課長。

●総務課長（松見課長） 大変申しわけございません。

先ほどから答弁している内容をもう一回繰り返すんですけども、2年前からいろいろとご相談に対して説明会を開いた中で、依然として、そういった負担についてのお話はございました。そういった中で、先ほど副町長から申し上げたように、当初は約4万円ぐらいのご負担になるのではないのかということが、業者のほうとも相談を進めながら、少しでも低廉になるよう町も努力していくということで、現状の2万9,160円、これが現状なんですけれども。

そういった中で、各組合によっては、これまでの余剰金で何とか町民の負担をなくすことができる世帯もあるようなこともわかってまいりました。そういったことからすると、全ての加入者が平等な状態にはないのかなと捉えてございます。いろいろと町も業者のほうもいろいろ努力して、少しでもお金を下げてきたわけでありますけれども、さらに、ご負担ができないような状況にある方、具体的に今どういった方々、あるいは所得が何ぼ以下とか、そういうような細かなところまで今お示しできませんけれども、そういうご負担ができない世帯がないような助成制度について検討した上で事業を進めるよう、改めてその工事着手について考えていきたいと、そのように思います。

●委員長（大野委員）　ほか、この目でございますか。

（な　し）

●委員長（大野委員）　なければ、次、進みます。

5目交通安全防犯費。

6番、室崎委員。

●室崎委員　町政執行方針の中でも、町民が被害者や加害者になるということは大変悲惨なことなので、何とかそういうようなことがないようにしていきたいということを町長もおっしゃっていました。それで、今、一つお聞きするのは、自転車に関する問題です。

事故を起こしてしまった場合、自転車の場合には保険の手当てが非常に手薄ですから、加害者にとっても被害者にとっても非常に悲惨な状況になる場合が多いですね。それで、町政執行方針の中では、通学路などの現地調査を行い、危険な箇所への交通安全施設の整備を関係機関に要望していくと言っていますが、これは昨年も全く同じことを町政執行方針の中で言っていますので、この1年間、どの地区のどういう調査を行って、どういう効果を上げたのか、これは教育委員会も関係すると思いますけれども、具体的にお示しいただきたい。

●委員長（大野委員）　町民課長。

●町民課長（石塚課長）　まず、交通安全の4課会議、教育委員会、それから町民課、保健福祉課、建設課で構成されている交通安全対策の会議でございますが、これにつきましては、29年度の検討の箇所が、24カ所について検討しておりまして、具体的には、まず厚岸小学校、それから厚岸保育所、さくら幼稚園、子夢希児童館付近で6カ所。主に桜通り、筑紫恋道路の歩道、それから標識等について点検をしてございます。それと翔洋高校からの要望等もございまして、ちょうど松葉通りになりますけれども、横断歩道の設置等の検討。それから、翔洋高校の校舎からグラウンドまでの歩道の状況等について、警察を交えて話をしております。それと真龍小学校、それから友遊児童館近辺で申し上げますと、箇所数では10カ所で、主に学校周りの歩道の路盤の状況、それから標識、区画線等の状況について確認をしております。それと真龍中学校では、真龍中学校通り

の駐車禁止の要望等ございますので、その状況等。それから、ちょっと学校からは離れますが、真龍小学校の関係で、白浜の海岸通りの歩道、それから除雪の状況。それと、これもちょっと学校からは離れますが、光栄の団地内の一時停止、それから停止標識の状況。それと宮園保育所近辺では、標識の状況。それと太田小学校、太田中学校近辺では、一時停止の標識等の設置状況。それと高知では、若松付近の樹木の、要は道路の見通しが悪い部分について確認をして、このうち29年度中に対策ができたものについては24カ所中5カ所ということになってございます。

今後この4課会議については、それぞれ毎年、一度問題点の抽出をしまして、現地を回り、確認と対策方法について考えてまいりたいと考えてございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 そういうことをどんどん進めていただきたい。大変ありがたいなと思っております。

それで、今のような話を、そんな詳細ではなくていいんですけども、町としては、こういうふうにして改良すべき箇所、危険な箇所についての検討を行い、その問題の解決をしていますよということを、やはり町民に知らしめてほしいんですね。と同時に、今、ちょっと私は自転車に特化して聞いていますけれども、交通安全の意識を涵養するという、単に抽象的に交通ルールを守りましょうでは余り効果はないんじゃないかと。それならいつも聞いているというので、左の耳から入って右の耳に抜けていくだけになってしまいかねないので、やっぱり具体的にこういうふうにしてこうやってきているということが大事でないかと思っておりますので、その点もご検討いただきたい。

それともう一つは、自転車が今非常に性能がよくなってきているんですね。電動アシストなんていうのもどんどんと普及してきています。そうすると、そういう自転車が、ある時期まで警察はというか、交通指導は、自転車というのは歩道を走りなさいと。私も若いころ、自転車に乗って歩いたけれども、車道を走っているとおまわりさんが歩道にあげたものですよ。それがある時期から急に、自転車は軽車両ですから、歩道を走っちゃいけませんと。非常に乗っている人は、はっきり言ってどっちがどっちなのというような状況もあるんですね、現実には。

それだけに自転車が歩道を走るというのは、今度は加害者になってしまうおそれが非常に強いんですよ。そういうような側面もありますので、児童生徒の自転車の乗り方については、相当程度に各学校では指導していると思うんですが、これはどんどん続けてほしいんですけども、いわゆる一般社会人の自転車の乗り方についての指導の機会というのは余りないように思われるんですね。そういう当たりにも力を入れていただきたいなど。事故が起こってからでは、本当にもう取り返しつきませんので、そういう点を含めて。

厚岸でそういう事故があったかどうか、私、知りませんけれども、全国的にいうと結構、歩行者をひっかけて、死亡事故が起きているんですよ、このごろね。それだけに余り軽く見ることもできないなという気がしますので、その当たりを含めて進めていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。



●委員長（大野委員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） ご質問者おっしゃるとおり、小中学生については、交通安全教室等で指導というのは可能とは考えておりますが、確かに一般の方の自転車の指導に関しては、機会がない状況でございます。

若干この場ですばった答えを言えなくて大変申しわけないんですが、その部分については、ちょっと内部で検討させていただきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

●委員長（大野委員） 指導室長。

●指導室長（山田室長） 学校の児童生徒の部分に関しては、指導室のほうからお答えさせていただきます。

各学校におきましては、交通安全教室を4月から5月にかけて、厚岸警察署の交通課、そして、町の交通安全指導係の協力要請を行いまして実施しているところがあります。この中で、自転車の乗降安全についての実地指導、こちらもあわせて行っているところがあります。

なお、現在、通学に自転車を使っている学校は、真龍小学校、そして真龍中学校、そして太田中学校、3校あります。

今、ご質問のあった中に、これまで学校のほうでは、指導の中において、いわゆる自転車の被害の部分が多く取り上げられてきたわけですが、加害という部分については、そこまで深く行っていない状況がありますので、こちらのほうも含めて今後検討してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

●委員長（大野委員） よろしいですか。

ほか、この目ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、昼食のため休憩といたします。

再開は、午後1時といたします。休憩します。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

●委員長（大野委員） 再開いたします。

6目行政管理費から進めてまいります。

6目行政管理費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 7目文書広報費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 8目財政管理費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 9目会計管理費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 10目企画費。

12番、佐々木亮子委員。

- 佐々木亮子委員 私は87ページ。くしろ地域と東京特別区の交流推進についてお伺いいたします。

まず、今年度の事業について、どういった事業が計画されているのか、お伺いいたします。

- 委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（小島課長） この事業は、北海道くしろ地域というのは釧路管内を指すんですけれども、その市町村と、それから東京特別区、これは荒川区を指します。そこと連携事業をお互いにお金を出し合ってやろうという内容でございます。

それで、30年度におきましては、まずは教育旅行、ヘルスツーリズム拡大プロモーション。これは、教育旅行というのは、子供たちが修学期間の中に1回旅行いたしますよね。それを指すんですけれども、それを東京の子たちを釧路地域でお招きできないかということをご案内すると、まずは。こんなことができますよということをご案内することをご案内すること。それともう一つは、これは荒川区の中に日暮里駅というところがあるんですけれども、その駅の前にイベントを開催する広場がございます。ここを荒川区のほうで借りていただいて、そこで釧路管内の特産品をPR販売しようということが主な内容でございます。

これについては、非常に東京の中でも釧路地域というところをアピール、認知度が低いと。札幌圏は知っているんですけれども、釧路というところにはどういう町があるんですかというのが意外と知れ渡っていないとか、そういうことも前の調査でわかったということで、ここは非常に駅の乗降者が多い地域、住んでいる方も多い地域でありまして、ここで集中的にPRしてはということで。もう既に去年も行っていますし、一

昨年から始めているんですけれども、非常に認知度も高まってきて、また来るのを楽しみしていたとか、そういう声も去年聞かれました、こういったことは荒川区のほうでも非常に効果が出ているとおっしゃっていただいています、これをまた引き続き行いたいという内容でございます。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 実際、釧路管内のほうに教育旅行ですか、そういったものも誘致しているということなんですけれども、なかなか効果というのが見えにくいのかなと思うんですけれども、当町で、例えば旅行ですとか、当町自体に来てもらえるという形をとるんでしょうか。それとも釧路管内全体でということ、釧路全体なんだろうけれども、当町にとって効果というんですかね、直接的な効果、人が来たりですとか、そういったことというのはどういうふうになっているんでしょうか。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） この事業の目的は、直接的に来ていただくということもあるでしょうけれども、一旦、学生時代に修学旅行等で来た地域というのは非常に印象に残ると。それで、社会人になったときに再訪する確率が高いと言われているんですね。ですから、そういった狙いがあります。ですから、必ずしも厚岸町に来られなくても、釧路管内のどこかに来る。それを通じて釧路管内のことを知る。今度、大人になってくるときは、もしくは大学生になって旅するとき、こういったところにも行ってみたいとか、そういったアピールもできると。そういう狙いもありますので、必ずしも当町だけ来てくださいとか、そういうストレートなものにというのは、余り第一義的に考えていないということでご理解いただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 89ページの地域おこし協力隊についてなんですけれども、前回、私は参加できなかったんですが、厚岸に来た地域おこし協力隊の方からいろんな事例があったようですけれども、地域の中に入っていくということをどういうふうに行っているのかなという、それが知りたいんです。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 地域おこし協力隊という、これは総務省が名づけた名称ではございますけれども、地域おこし協力隊の目的は、地域に入っていくということが目的でないということはお存じの上の質問だと思います。

それで、それぞれの隊員には、目的というんですか、業務の内容はお伝えした上で活動していただいているんですけれども、よく地域の中に入っていらっしゃる方というの

はお二人いらっしゃいます。それは、活動拠点を上尾幌の菌床センターにさせていただいて、その方々というのは、3年後、隊員の活動が最長3年まで延長できる制度なんですけれども、明けたときには、シイタケ栽培農家になりたい、生産者になりたいという方々なんです。その方々は、今、既存の生産農家の方々が生産団体の組織をつくりましたので、そういった活動支援だとか。それから、地域の消防団に入って、地域と一緒に活動をしたいということも、まだ半年ぐらいなんですけれども、非常に精力的にやられています。そういった方々がいらっしゃいます。

ほかの方々は、活動の内容が体験観光の企画、実行だとか、それから漁業関係の特産品の開発だとか、PR活動だとか、そういうことを主にやっているものですから、まだ1年もたっていない方々ですので、その地域の中で活動というのは、その方々は見えていないんですけれども、上尾幌にいらっしゃる方は、非常にそこは精力的なのかなと。地域での触れ合いの場といいますか、活動には、積極的に入っていらっしゃると報告を受けております。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 専門的な知識を持って入ってきている方もいると思うんですが、やっぱり厚岸の町の中で、ここがどういう人が住んでいて、どういう職業があって、どういうことがあるというのを含めて、地域に入っていくとわからないところも結構あると思うんですよ。ほかの地域の地域おこし協力隊というのは、やっぱり高齢化の地域とか、今言った上尾幌なんかもそうですけれども、そういうところの、その地域を助けながらいろんなものを新たに引き出していくという活動もしているんですね。それで、何を専門、これを専門というふうにして地域おこし協力隊を募集するのもいいんですが、そういうのだけでなく、いろんな、過疎というか、高齢化が上がっていくような地域に入ってもらって、そこで新たなものをつくり上げていけるような、そんな地域おこし協力隊の募集の仕方であってもいいのではないのかなと思うんですが、どうでしょう。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 地域おこし協力隊の活動内容を決めるに当たっては、庁舎内の各課があります。教育委員会も含めてですね。全課に全国の事例を紹介しつつ、どんな活動を推薦しますかというのをおあわせて出していただいた中で、あとは内部的な協議を経てこういった活動へということで、毎年決めさせていただいています。

そういった中では、今まではそういう地域活動とかを担う隊員の募集はしたことはないんですが、ほかの地域の事例を聞いていると、これは質問者の意図とは違う方向の答弁になってしまうんですけれども、地域の活動を担うということだけでやってしまうと、3年後にその人が定着するための仕事を何するかというのが、非常に悩ましいというんですかね、定着しない傾向があるみたいなんです。例えば、自分の収入でもって今度は生活しなきゃならない、3年後に。ですから、ばくつとした抽象的な表現で地域の支援みたいな形でやると、必ずしもうまくいっていない。3年間はそういう活動に専念で

きるんですけれども、その後の定着に結びつくのが非常に難しいという情報もありました。そういったことも踏まえて、どういったことができるのかというのは、庁舎内の各部署と相談しながら、今後検討していきたいなと思います。

- 委員長（大野委員）　ほか、この10目ございますか。  
8番、南谷委員。

- 南谷委員　私も3人目なんですが、地域おこし協力隊でお尋ねをさせていただきます。  
お二方の委員さん、それぞれ私も全く同感だなという思いで聞いておったんですけれども、総務省の肝いりでこの事業を展開している。今の課長の答弁あったんですけれども、私は、できるだけ少しでも長く、3年でなくて、将来厚岸に根づいていただけるような事業になってくれればなど、そんな思いが強いです。

ですから、今、答弁ありました。もし、今のところ、キノコのほうに2人おられるわけですが、3年後に今のある程度の補助制度というものがなくなる。そうしたときに、補助があるうちはいいんですけれども、3年後、それから3年たたないうちに生産事業が軌道に乗ればいいんですけれども、いろんな形の中で課題が出てくると思うんです。私は、町として、今からどうのこうのではないんですけれども、やはり根づいていただくために、ある程度の支援を、どういう支援ができるのかわからないけれども、やはりそれには財源も必要だと思うし、生産組合との兼ね合いもあるんでしょうけれども、厚岸にせっかく3年間頑張っ、キノコであればその事業に、また、ほかの部分に入られている方も、今からどうのこうのではないんですけれども、そういうことにもやはり目を向けて、町として次なる応援をどういう形でできるのかという課題が出てくると私は思うんです。そういうものについても、やはりしっかり、どこまで町としてできるかという限界もあるかもしれないけれども、そういう覚悟を持って、この協力隊に厚岸に根づいていただくような支援活動、残ってくれる人があれば、そういう姿勢で臨むべきではないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

- 委員長（大野委員）　まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（小島課長）　ご質問者のおっしゃられるとおりでと思っています。一応そのことを念頭に置きながら募集、そして採用、それから活動の支援ですかね、行っているつもりでございます。

例えば、今キノコの話もされましたけれども、キノコを生産農家になるためには、初期投資額というのは非常に多額であると言われております。ですから、3年後、自己資金だけでやるのは非常に大変なご苦労があるんだろうなということで、担当する産業振興課のほうでも、それに向けて支援策の検討をとということも、もう内部的には話し合いをしております。

そういったことで、ほかの活動をされている人たちにも、3年後のイメージというのは持ちつつ活動してくださいと。これはあくまでも移住、そして定住する施策ですよということ、もう採用する段階というんですかね、募集して面接させていただいた段階

では確認しておりますので、そういった意味で、町としても最大限のサポートをしたいと考えています。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 力強い答弁、ありがとうございます。

私は、はやりの判定、総務省でやっているから、厚岸町もということではまずいと思うんですよね。やっぱりやるからには、どこまでできるかというのは、行政の支援というのは限度があると思います。ですけれども、やはり所管としてはきちっと、対応できる部分とできない部分あるんですけれども、その辺について、今からそういう腹づもりで取り組んでいただきたいと思います。

次に、まちおこし補助金でございます。1,000円の計上なんです、その上の段。この内容について、ここでは1,000円の計上なんです、この補助金の使い道というんですか。それから、年度末まで1,000円のままなんですか。この辺について説明を求めます。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） この1,000円の計上につきましては、まちおこしの基金から生まれる基金利子、歳入のほうにあるんですけれども、この生まれた基金利子自体も制度上、このまちおこし補助金に充てるということになっておりますので、当初計上はまだ、まちおこし補助金の申請団体がございませんので、この1,000円の計上にとどめています。ですから、年度途中で例年申請がありますので、その段階で、例えば、補助金の申請額が50万円だったとしますと、基金の取り崩しを、この1,000円を除いた49万9,000円の取り崩しをして、1,000円に足して50万円の補助金の合わせての計上にするという前提での1,000円計上とご理解いただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 次、5番、竹田委員。

●竹田委員 地域おこし協力隊についてちょっとお伺いします。

8番委員さんの聞いたことと重なるところもあると思うんですが、僕は、移住・定住を目的にして、地域おこし協力隊が厚岸町に来て3年間の活動をしてもらうということはわかっているんですけれども、来ていただいた方々に、3年たった後に移住もしくは定住してもらうという、その約束事というのがなされている。その中で、必ずしも移住・定住を100%受け入れられない場合も出てくると思うんです。そういった場合は、せつかく来たのにといい保証的なものはないかもしれないけれども、将来的に3年後に住みたくないという厚岸の思いを抱いてしまうということもあり得るのではないかなと思うんです。そういう心配はないですか。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（小島課長） この制度を利用して厚岸町地域おこし協力隊員を募集する段階で、この制度は3年後も厚岸町に定住していただく制度ですというのはお伝えしています。なおかつ、書類選考を経て、次に面接選考するわけですけれども、面接する段階でもその確認はしております。ですから、厚岸町に定住の意思を持って来てくださというの確認しております。それと、1年間たった段階で、これは先月行ったんですけれども、理事者を交えたお一人お一人の面談をさせていただいています。その折にも、3年後も、1年たった方もいますので2年後とかになりますけれども、活動が明けた段階で厚岸町に定住するという意味はまだお持ちですよというの確認させていただいています。今のところ、6人いらっしゃいますけれども、全員がその意思を持っていらっしゃる。

ただし、ご質問おっしゃるとおり、最後の3年目に、ちょっと考えが変わりましたというのは、憲法で保障されている居住の権利というのがありますので、あと職業選択の自由もあるでしょうけれども、それを言い出したら切りがないんですけれども、厚岸町はやっぱり定住するための最大のサポートをする。本人は、3年後きちんと自分の収入を得るための努力をこの3年間でして、定住していただく準備期間であるということをお伝えしていますので、3年後については、予断を持って答弁するのはちょっと差し控えさせていただきますけれども、今のところは、その確認をした上で活動していただいているということでご理解いただきたいと思います。

- 委員長（大野委員） 5番、竹田委員。

- 竹田委員 彼らは人生数十年間で、例えば、岩手に行って、この制度を受けて勉強してきて、次にどこかに行って勉強して、3回目が厚岸でという、その約束事をしてきた彼らではないんですよ。どこかで一回経験してきて、厚岸町に今度3回目選ぶとか、2回目選ぶとかというので来ているわけじゃないんですよ。つまり、彼らも不安になって来ているわけですね。自分の人生をかけて。それはすごく重く感じてあげなきゃいけないと思うんですよ、厚岸町として。であるならば、失敗という事例をつくってはいけないというふうに思います。この失敗というのは、細かく言うと難しくなるので、僕があえて言ったのは、ここに住みたくないという最終結果、これが失敗ということになると思います。その失敗しないのは、彼らが来たんだから、彼らが約束したんだから、彼らに全部責任あるんだということにはならないと思うんですよ。その辺、厚岸町としての理事者側も、定住していただくということも、彼らを迎えたということも、初経験であります。彼らも無論初経験であります。そういった彼らが人生をかけて来たことを、どれだけ守ってあげられるかという重い責務が厚岸町にはあると思います。

その上でもう一度聞きますが、彼らに対して、本当に実直に誠意を持って、こういうふうに接しているんだと、おまえらやっているのかじゃだめだと思うんですよ。その辺の彼らに対する、愛情を持って接する方法というのは、理事者は理事者側でいろんな方法論を逆に勉強しているのかなと思うんですけれども、生意気ですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 3年後の定住のイメージを持たずに、準備できずに協力隊員が赴任先を去るという例は、全国的にあります。その理由はさまざまではありますが、そういった実例を見ると、ある程度、来ていただく段階で、3年後のイメージを持っていただくほうが成功する確率は高いだろうと考えまして、上尾幌の例は先ほど申し述べたとおりなんですけれども、今、活動拠点として用意していただいているのは、味覚ターミナルコンキリエと厚岸漁協の直売店、ここにお二人ずついらっしゃいます。この方々の3年後のイメージというのは、そこの正職員になって働くということなんです。ですから、その前提として来ていただいています。採用に当たっては、コンキリエの現場の責任者、それから漁協の責任者の方も面接に来て、この人がふさわしいだろうというご意見をいただいた上で採用しています。それと、日々の活動もその場所です。そこで最大限のサポートというのもしていただいています。現場の責任者とか同僚の方々にですね。それと毎月1回、活動の報告を受けるんですけれども、その報告を受けるのは所管の私どものまちづくり推進課と、それから、今の所管課の、担当しているのは産業振興課もかわりありますので、産業振興課、それとコンキリエと直売店の責任者の方も来て、みんなの前でおっしゃっていただきます、お話を。こんな活動をしました、それから、こんなことが今困っていますとか、相談に乗ってほしいこととか、そういうことを周りで聞くことによって情報が共有できますので、お互いにサポートできる関係もできるかなと思ひまして、そういうやり方をさせていただいています。

ですから、そういった不安をできるだけなくすような努力はしているつもりでございますので、私も課長職ですので、課長職に言いづらい場面もあるかもわかりませんので、日々の連絡は協力隊と同じぐらいの年代の私のところのスタッフの担当者を置いて、そこを窓口にして、日々の生活の支援だとか、そういうのもさせていただいているところでございますので、今のところはある程度順調に来ているかなと思ひているところでございます。これからも、そういった不安が発生しないように、サポートはきちっとしていきたいと考えます。

●委員長（大野委員） 5番、竹田委員。

●竹田委員 答えてもらわなかった1点あるんですけれども、町側としては、どういう勉強をして接しているのかという部分。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） この制度は総務省が旗振り役となって行っておりますけれども、都道府県単位でこの活動を支援する体制にもあります。全国の研修会とかは行きにくいんですけれども、北海道はある程度の固まりがありますので、相当レベルの高い説明会だとか研修会とかもあるんですね。その研修会には隊員も行きますし、それから、自治体側の担当者も行くという研修もあります。そこには積極的に参加して、



自治体側も、我々側も勉強するということは一生懸命やっているつもりでございます。

●委員長（大野委員） 5番、竹田委員。

●竹田委員 コンキリエ、第三セクターですね。それと直売店、漁業協同組合が経営する場所ですけれども。本人たちは、その場所で働くということを誓約で来ていることもあるかもしれない。逆に、直売店が3年、この人たちを見てきたけれども、言い方は悪いかもしれないけれども、とてもじゃないけど使いたくないという場合もあるかもしれません。その想定というのは考えているのか。絶対それは、直売店側としてはあり得ない、使わないということは認められないという、そういう誓約もきちっとあるんでしょうか。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 今から3年後採用しますという誓約書を交わしているわけでありませぬ。それと、採用する側に当たっても、この人が本当に正職員として採用していいかどうかは、その3年間の活動の中で見ることになります。それは隊員の方々にお伝えしています。

ですから、その方々が活動することによって、例えば、漁協の直売店で新商品開発にかかわっている隊員もいますし、それから、今まで漁協でできなかったPRのほうですね、いわゆる特産品の価値をきちんと表現して、いろんなメディアを通じて、広く発信することによって、それが最終的に売りに結びつくかどうか。ですから、今まで直売店ではできなかったこと、もしくは委託でやっていたようなことを彼らがやってくれると。売りに結びつきますし、漁協の中での評価も上がるのかなということも具体的にお伝えしていますので、そういうことを目指して頑張っていたきたいということはお伝えしています。ですから、最終的には相思相愛の形がやっぱり望ましいと思いますので、それに向かって今努力しているということでございます。

●委員長（大野委員） 5番、竹田委員。

●竹田委員 北海道くしろ地域・東京特別区交流推進について、ちょっとお伺いしたいと思います。

これ、すみません、目的なんですけれども、もう一度教えてもらっていいですか。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 大きな目的は、これは地方創生にさかのぼります。というのは、地方の若者が大都市圏に流入することによって、今の地方創生問題というのが出てきたということですね。ですから、東京の23区と北海道という、この象徴的な二つが、お互いに協力し合って、地方創生の問題の課題を少しでも和らげる努力をしま

しょうということで取り組んだのがきっかけでございます。

その中で、東京も23区あります。北海道も13管内ありますね、それぞれ。北海道の振興局管内を指しますけれども。そういったところがそれぞれの組み合わせをつくって、同様な取り組みをしているということでございます。

ですから、厚岸の特産品を東京都内でPRすることによって、その消費拡大に結びつくとか、それから、そういったおいしいものがあるところに訪ねていただくことで交流人口も増えます。先ほどの修学旅行のツーリズムの関係もそういう目的でやっているということで、それを目指してやっているということでございます。そういった交流を通じて、都市部と地方の問題をお互いに解決しようということで取り組んでいることでございます。

●委員長（大野委員） 5番、竹田委員。

●竹田委員 厚岸の特産品関係を持って行って直接売ったりなんなりするというようなことの販売ですよ。直売店も、例えばファクトリーに行ったり、東京のほうに行ったりしてやっている活動もありますね。これらについても地域おこし協力隊が参加している現状ではあるんでしょうか。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 2月にサッポロファクトリーで、厚岸味覚まつりというのが開催されました。これはもう、かなり長い間続いているんですけども、今年の開催に当たっては、2名の隊員がその支援の活動として参加してございます。東京のほうについては、参加している事例はまだございませんけれども、今後必要に応じて、そういった活動に資する内容であれば、参加を促していきたいと考えます。

●委員長（大野委員） 5番、竹田委員。

●竹田委員 厚岸に住んで間もない人間が、逆にそういう地方に行って物を売ったりなんなりする、その活動に参加することによって、自分たちの町の特産物をどうやってPRして売っていくかということの体験を得るということは、この町に住んでいるんだという認識、自分たちの認識というのが深く高まっていく現状にあると思うんですね。そういう機会に、こういう交流とかに、ぜひ地域おこし協力隊をどんどん参加させてもらいたいというのと、もう一つ、地域おこし協力隊が厚岸町に移住・定住していただけるように、手厚くということではなくてもいいと僕は思います。逆に過保護にして、こんなによくしてもらったらと行って、3年後に切れたときに、あれ、あのときは随分ギャップがあるななんて思われても困りますから、そういう手厚くは要らないかもしれないけれども、定住したいという、そういう思いをどんどんどんどんはせていけるような、理事者側としての取り組みをお願いしたいと思います。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 先ほどの答弁で、ファクトリーというお話あったものですから、それだけを答弁させていただいたんですけれども、そのほかに、9月に札幌大通であるオータムフェストという、北海道で物産展としては最大規模のイベントがあります。それにも毎年、厚岸町としての単独のブースを持っているんですけれども、そこにも協力隊員が去年参加していただきました。それから、これは漁業のほうで参加しているんですけれども、商談会ですね。商談会の席にも協力隊員が参加するなりして、そういった支援の活動もしていただいています。

ご質問者おっしゃるとおり、そういう場面というのは、厚岸、例えばカキは、なぜ全国ブランドなのか、厚岸のカキを買い求める人はどういう考えでもって来ているのか、それと、厚岸町から行った人たちがどうやって売り込んでいるのかというのを目の当たりにするわけですから、厚岸に触れる機会、町外からの評価も自分で感じる機会にもなりますので、非常に刺激を受けているようでございます。そういったことについては、今後とも継続して参加して、自分の血肉になるというんですかね、町民感覚になっていくぐらいまで浸透していただければと思っていますので、そういった活動も促していきたいと思います。

●委員長（大野委員） ほか。

7番、音喜多委員。

●音喜多委員 行政業務委託でもって総合計画の策定計画が予定されております。これは2020年度を始期として、第6期を進めていくよと、計画をしていくよということで、町長の執行方針にも書かれ、予算化されております。

今回、委託とするというか、過去にこの総合計画については、手づくりか、あるいは丸投げかとかという言葉もあったわけですが、今回、委託に出すというか、委託料として265万7,000円計上されております。今回、委託で総合計画を立てるということになるんだろうと思うんですが、その委託するというにした最大の理由というか、その辺の判断、どのような状況でありますか。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 現第5期総合計画については、ご質問者ご存じのとおり、平成31年までの期間と位置づけています。ですから、次期計画については、平成32年度がスタートになりますので、30年と31年の2カ年をかけて策定するというところでございます。

それで、これは委託業務名が策定委託料とはなっているんですけれども、30年度はまだ策定するわけではございません。内容としては、ご質問者が言われるような策定を丸投げするわけではございません。中身としては、町民を対象としたアンケート調査をまず、大規模な調査を行います。その部分の業務の支援ですね。それと、直接町民の方々

からご意見をいただくワークショップの開催というのを考えています。ここはさまざまな分野の方々と、それから、何回も開催するということになりますので、ワークショップの開催にたけた方々にその運営をお任せしたいということでの委託料の計上でございます。

ですから、平成30年度についてはまだ準備段階と。いろんな第5期の分析も必要でしょうし、それから、これから厚岸町にとってはどういうことが大事なのかということ、それから、今、町民の方々とか事業者の方々はどういうことを望んでいるのか、この10年間で何が必要なのかということをしていろいろと色々な場面でもってお聞きすると。そういったことを集めた段階で、31年度の策定に向けていくということでございますから、その業務の支援を委託したいということでございます。

●委員長（大野委員） 7番、音喜多委員。

●音喜多委員 極端な言い方になっちゃったのかもしれませんが。ほかの町でも総合計画はいろいろつくっているわけですがけれども、話を聞けば、過去には丸投げ、そういう業者がいますから、同じようなドングリの背比べの町になっちゃうのかもしれないけれども、そういう委託をしたと。あるいは、苦勞したけれども、自分たちで手づくりしたよと、大変だったわという話はいろいろと聞くわけです。

今回、今、そのスケジュールというか、進め方の一端をちょっと聞かせていただきました。やはりワークショップというか、地元の人方が中心になって、その方々にウエートを持ってもらってやっていくよということをおっしゃったので、少しは安心するというか、私としては望ましいスタイルになっていくかなという、安堵したところでございます。

そんなことでは、今年は道筋を立てて、来年は集中的にやって、翌年32年からスタートさせるということになるという今お話聞きました。それで、今までやってきたように、そういう10年間のスパンの中で、前期、後期という一つの節目を持ってやるつもりでいるのかと。その辺はいかがでしょう。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 総合計画の策定については、できるだけ根幹部分については自前でつくりたいと考えています。今までも総合計画については委託でつくったことは一回もございません。それと、総合戦略についても、委託せずに、全て職員が100%かかわった中でつくらせていただきました。これはちょっと手前みそになるかもしれませんが管内的には業者委託か、それとも2名程度の増員した中でつくったところとあります。委託がほとんどだったんですけれども。ただ、厚岸町は総合戦略も自前でつくりましたけれども、かかわった職員については、苦勞はしましたけれども、非常に勉強になったということもあるし、自信になったと思います。

そういったことで、できるだけ職員が直接かかわる形で、ただし、こういったことについては、今委託に出している部分については、支援の委託ですので、根幹の部分からちょっと外れる部分ですので。こういう部分については検討させていただければと思い

ます。

それと次期計画についても、当然、前期行動計画と後期行動計画ということで、次期については、前期の部分がセットになると。そういうつくりで目指したいと考えているところでございます。

●委員長（大野委員） 7番、音喜多委員。

●音喜多委員 私がちょっと一番懸念したのは、町民の声を多くいろんな方々から、こういう機会だから、ぜひ吸い上げてというか、意見を伺って、まちづくりに反映していただきたいという思いから確認をさせてもらいました。ぜひ、まだ時間はあるといえども、時間があるうちにきちっとしたいものをつくっていただきたいということを期待して、終わらせていただきます。答弁はいいです。

●委員長（大野委員） ほか、この目ございますか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

11目財産管理費。

（な し）

●委員長（大野委員） 12目車両管理費。

（な し）

●委員長（大野委員） 2項徴税费、1目賦課納税费。

（な し）

●委員長（大野委員） 96ページ。3項、1目戸籍住民登録費。

（な し）

●委員長（大野委員） 4項選挙費、1目選挙管理委員会費。

（な し）

●委員長（大野委員） 2目道知事・道議会議員選挙費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 3目町長選挙費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 102ページ。4目町議会議員選挙費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 5項統計調査費、1目統計調査総務費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 6項、1目監査委員費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 108ページ。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。6番、室崎委員。

- 室崎委員 町長の町政執行方針を見ますと、「地域福祉に関わる全ての人や団体とのネットワークを構築し」という言葉が出てきます。全体にかかわることなので総務費でお聞きするんですが。これが去年の町政執行方針でも全く同じ言葉が出てくるわけです。ですから、毎年毎年これについてやっていかなきゃならないことなんだと思いますが、去年1年間、この観点から、どういうことをなさって、どういう成果を上げてきたか、それについてご報告いただければありがたい。

- 委員長（大野委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） 第3期の厚岸町地域福祉計画、平成28年、作成しておりますけれども、そこの部分で、全ての人や団体とのネットワークという部分では、地域福祉活動というところは大きな部分がございますので、この部分で具体的なというのはなかなか言いづらい部分はあるんですけれども、ただ、昨年、厚岸町から事務局長が派遣されて行っております。その事務局長等の連携というのは、私どもの仕事を進める上では、そういう意味では非常に連携がとりやすい部分は出てまいりました。

その中で、いろいろ話を進めている中で、昨年調整をしてきた中で、今年に向けて今考えているのは、予算的には特別会計のほうになるんですけれども、生活支援コーディネーターという取り組みを進めようと協議をしてまいりました。それにつきましては、社会福祉協議会のほうに委託をしまして……。 (「去年1年間、どう進めてきて、どうい

う効果を上げたのと今……」の声あり) そういう大きな意味で、そういうものを進めるために、いろいろ協議をしてきた中で、来年に向けてそういう取り組みをしようというような協議をしてきたという状況でございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 この1年間、平成29年度については、こういうネットワークというか、関係する人たちが皆一堂に会するような、あるいは緊密な連絡がとれるようなのは必要であるということの協議を行ってきたと。そういうことなんですね。具体的に、何かがこの1年間でできたというところまで行っているわけじゃないと。今の話を聞いていると。それで、今度、平成30年度には、その協議を基礎にして、こういう役の人をつくって、こうしようとしていると思うと、そういう話なんですね。そこから整理して、きちっと言っていたかなくともよくわからないんですよ。

ここで言うところの「関わる全ての人や団体のネットワーク」と言っているんだけど、まず、非常にこういうものの性質上、抽象的に要点だけを言いますから、そういう言い方になるんだけど、「地域福祉に関わる全ての人や団体」というのは、具体的に何を指すんですか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 全ての人や団体とのという部分、このとおりにとられますと、本当に厚岸町に住んでいる方全て、それから全ての団体となりますので、具体的にといいますとなかなか言いづらいんですけども。

ただ、社会福祉協議会も当然社会福祉法に基づいて、その地域福祉を担う団体という部分で、私ども社会福祉協議会のほうと連携をしながら取り組みを進めることになっておりますけれども、その中で地域支え合いネットワーク会議というものを、社会福祉協議会のほうで各団体、自治会等の方々から委員になっていただいて、そういう会議を持っております。私どももその中には当然入っております。

そういう中で、今やっている活動としては、緊急情報キット「かけはし」の事業等の内容の検討なんかをしておりますけれども、なかなか具体的なものには進んではいないというような状況にあります。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 去年も今年も同じ文章なんです、「地域福祉計画に基づき、地域福祉に関わる全ての人や団体のネットワークを構築し」と、こういうふうになっているんです。それはどういうことなのかというのを具体的に聞いていくと、何か話がごちゃごちゃごちゃごちゃと小さくなって、最後には社協の中にある、ある組織の話だけになってしまう。それが非常に麗々しく毎年書かれている。これではやっぱりうまくないと思いますよ。

なるべく多くの関係者をくみ上げて、そして、そこから新しいネットワークをつくっていかなければならないんだということは、この地域福祉計画にも当然記載されているわけでしょう。それに従ってやります。毎年やります。今年もやります。来年もやります。何ができたんですかという話になってしまう。それではやはりうまくないと思うので。

それから、こういうものというのは、どこかで、例えば役場のどこかの、何階の片隅の部屋でやっていますとか、社協のどこかの会議室でやっていますとかという種類のものじゃないですよ。町民が何らかの形で、自分のこととして受け取れるような、やはり広報が必要です。そういうことを含めて、ここまで町長の町政執行方針でもってはっきりとうたっているわけですから、それに対しては、一遍に全部成果を出せなんて言いません。今年はこの部分をこうしよう、これをもって来年にはこうしてつなげていこうと、そういうようなものがやはり言えるようお願いしたい。これもそれ以上は申しませんが、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 地域福祉計画自体、そのものが、それぞれ個別計画のまとめた部分の計画であることもちょっとありまして、なかなか具体的なことがその中で言われていないというような部分があります。それとあわせて、各個別計画の中で、いろいろな地域福祉に関するものというのは進めていけなくちゃいけないと私も考えております。今年度は、その部分、もう少し整理をした中で、そういう取り組みを実際に進めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

●委員長（大野委員） ほか、この目ございますか。

4番、石澤委員。

●石澤委員 福祉灯油のことです。

例年どおり、福祉灯油でいろんな支援をしてもらっていますが、今はやっと少し暖かくなってきて、少しは楽になったのかなと思いますが、高齢になってくると低温が命取りになるという事例も出ています。それで、この福祉灯油を助成してもらっている方々の生活の状態というようなことは、調査したことはあるんですか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この福祉灯油につきましては、町民税が非課税の世帯というのが前提にあって支給をしておりますけれども、生活の状態というのを具体的に調査したことはございません。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。



●石澤委員 毎年毎年、福祉灯油だけじゃないですよ、これ。まきなんかもこの対象になっていると思うんですが、違いましたっけ。まきとか石炭なんかもこの中に入っていましたっけ。どうですか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 福祉灯油につきましては、以前は、灯油というようなことで、そういうまきですとかという方については、お金を振り込んでというようなことがございましたけれども、今は、60リットル相当分の金額を振り込みで支給をさせていただいております。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 それで、本当に今年の野菜の物価とかを見てもすごかったと思うんです。白菜1個が700円から始まって。そういう方たちは生活を切り詰めて、なるべく灯油を使わないような、暖房費を削った上での生活ということをしていたように思うんです。毎年、私は、何回かこの福祉灯油の増額をお願いしてきたんですが、60リットルということです。ずっと来ています。建物自体もだんだん古くなってきますよね、そこへ住んでいる方たちの。そういうものも含めて、もう一度、この60リットルという灯油の量の見直しをすべきだと思うし、それから、生保をもらっている方は対象になっていないと思うんです。ただ、生保の基準が非常に下げられています、今回。ですから、生保の方々に対しても支援をするということが必要だと思うんですが、そういうふうな取り組みというのはいかないものではないのでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 生活保護受給世帯については、対象外となっております。そのとおりでございます。生活保護の部分では、暖房費も含めて基準の中で対応されておりますので、その分については、そういうところで基準の中に入っている以上、その方々にもほかの方々と同様に支給とは考えておりません。

60リットルを増やすという部分については、今の段階では考えておりません。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 この町に暮らしてきた人たち、暮らしたいという方たちに対して、これ、思いやりだと思うんですけれども、その辺、どうでしょうかね。いろんな資金の中から、基金の中から出すということも可能でないかと思うんですが、いかがですか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この制度につきましては、平成14年からずっと実施をしております。そういう経過の中で進んできておりますので、今の段階では、現状の状況でもって新年度もお願いしたいと考えているところでございます。

●委員長（大野委員） ほかがございませんか。1目。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

2目心身障害者福祉費。

6番、室崎委員。

●室崎委員 障害者差別解消法という法律が施行されましたよね。厚岸町でもいろいろな分野で、この障害者差別解消法の規定ないしは理念を入れていろいろな施策を検討しなきゃならないということについては、昨年の議会で答弁をいただいていたと記憶しておりますが、この1年間、どのような検討を行って、これから来年度、どのようなことを具体的に変わらそうとしているのか、具体的なものについてお聞かせいただきたい。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 障害者差別解消法につきましては、平成28年からスタートをしております。委員おっしゃられるように、昨年もそういうお話の中で、窓口で町職員が障害の方々に対応する場合のマニュアルをつくるということで答弁をさせていただいておりました。そういう中で、平成29年度におきましては、第5期の障害福祉計画の策定の年でございます。それで、今現在、案ができましたので、町民の皆様にはパブリックコメントに出させていただいております。それから、厚生文教常任委員会のほうにも説明をさせていただいて、ご意見をいただきたいということで進めております。

その協議の中で、障害者差別解消法に関係する部分としまして、今、その中にのせておりますのは、この予算にものせておりますけれども、一つは、事業者バリアフリー支援という事業を新たにつくらせていただこうと思っております。121ページでございます。これにつきましては、この障害者差別解消法では、合理的な配慮をしてくださいということをお願いしております。その中で、行政に対しては、そういうものの中で今話をしました職員の対応マニュアルなんかできちとした合理的な配慮、合理的な配慮といいますのは、本当にちょっとしたことも合理的な配慮になりますので、お金をかけるということばかりではなくて、気づき、気づいてあげることも合理的な配慮という部分で、そういう対応のマニュアルをつくるということで、今、整理中でございます。

それと、行政におきましては、窓口で対応する場合に、例えば、目が見づらい方については、字を拡大できるようなものですか、声が聞きづらいという部分では、耳の増聴器といいますか、そういうようなもの、あるいは字を書くようなものというようなものを備えておりますけれども、そのことが民間の方々にはなかなかそういうことという

のは進んでおりません。そういうことで、事業者の、例えばお店屋さんには障害の方が行ったときに、例えば、玄関が入りやすくなるようにスロープであったり手すりがついている、あるいは、メニューが見やすいものにするですとか、そういうような物品の購入、あるいは、そういうスロープだとかの改修費というようなものを、そういうものを整備する場合に町で助成をさせていただこうと。ただ、それは一応、限度を設けさせていただきますけれども、介護保険にしても、障害の方にしても、20万円を限度にして住宅改修ですとかということをやっておりますので、それに倣いまして、事業者の方にも事業費20万円を限度にして2分の1、補助金としては10万円を限度にして、そういう取り組みをされる事業者の方に助成の制度をつくらせていただくというふうに新年度取り組みたいと考えております。

それから、合理的配慮という部分では、ヘルプマークの取り組みも該当するのかなと思います。これは、東京で始まりまして、29年度に北海道が各市町村に若干の個数を配付しております。それについても、厚岸町に来たのは19個でございますので、それをもう少し町のほうで用意して、必要な方々に配付をさせていただこうと。そして、それとあわせて重要なのが、町民の皆様にそれが何なのかということを理解してもらう取り組みが必要だと考えておりまして、それも印刷費を持たせていただいて、きちっとしたポスターをつくらせていただいて、そういう周知につなげていきたいということで考えているところでございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 この後、一つ一つ聞こうと思っていたことをほとんど言われてしまったと。非常に一生懸命取り組んでいらっしゃるなという感じがしますので、ぜひ、進めていただきたい。

それで、事業者バリアフリー支援という形で一つの施策が出ておりますけれども、これの狙いというのは、私、非常にいいと思うんです。特に、行政の人のほうは、割と一声かかるとみんな動くんですけれども、民間にそれが浸透するというのは非常に難しいということをおっしゃっていただけたけれども、そのとおりなんです。それが浸透していけば、個々具体的にあれやってくれ、これやってくれではなくて、世の中には健常者だけではないと。障害のある人が自分の周りにも幾らでもいるんだということをおっしゃっていただけたらいいなというのを、みんなが皮膚感覚でわかれば、単に物の本に書いてあったのを読んで、一晩たったら忘れたというようなことではなくて、皮膚感覚として感じれば、それぞれが自分のできる範囲で何らかの小さなことでも大きなことでも、いわゆるバリアフリー、ノーマライゼーションと言われていろんなものができていますね。そういうことに加担していくことになるわけです。それが一番大事だと思います。

厚岸町は、私は非常に進んでいる町だと、そういう点では思っています。例えば、議会だよりというのは、今から相当前に発刊したんですが、その第1回から、音声による議会だよりというのをやっていますよね。こんな町はほとんどないですよ。広報あつけしも、それから数年おくれて始まりましたね。始まったときには、たしか全国ニュースになっているはずですよ。そういうふうに、やはり常に一步一步進めてきているわけです。

から、大いに胸を張って、今おっしゃったようなことを進めていただきたい。

それで、前に、ちょっとヘルプマークなんかの話もありましたので、二、三、こっちで気づいた点を申し上げますと、ポスターやそういうものに関する色の話。いわゆる、色弱という形で片づけられていたんですけれども、色の感じ方が大体3パターンあって、Aパターンが8割ぐらいで、あとの2割については、ちょっと色の感じが、パターンの違う方がいるんですね。それを色弱という言葉であらわしていたようなんですけれども、その3パターンの人が、誰が見てもはっきりする色使いというのがあるようで、申し上げたかもしれないけれども、旭川の旭山動物園のポスターだとか看板は、全部その方式に従ってつくられているそうですし、今、東京都の地下鉄もそうなっているそうですね。そういうものが身近にありますので、こういうものも町としても考えていただきたい。

そのあたりは、今回の検討の中には入っていましたか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） このお話も以前いただいておりまして、今、私どもの町としての窓口マニュアルづくりの中で、それらも含めて検討しておりますので、その中で示させていただきたいなと思っております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 ありがとうございます。

それから、もう一つお聞きしますが、身体障害者補助犬法という法律がありますね。これはつかんでいらっしゃいますか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 盲導犬以外にもいろいろな仕事をする犬がおります。それについては、承知しておりますけれども、それについての取り組みにつきましては、今の段階ではなかなか進めることがちょっとできないような状況にはあります。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 まず、それに入る前に、先ほど言い忘れたんですが、事業者バリアフリー支援のこの施策を進めるとなると、商工会あたりとも相当にタッグを組んでといたしますか、進めていかなきゃならないと思うんで、そのあたり、まず、そういう中心になる方が、そういう意識をきちっと理解して持ってもらうことが大事だと思うので、もちろんわかっているでしょうけれども、そのあたりの話し合いを進めていただきたい。

その上でなんですが、身体障害者補助犬というのは、盲導犬が一番有名ですよ。それから、耳の聞こえない人、聞こえづらい人のための聴導犬、それからもう一つは、四肢障害があって、体が思うように動かない方の介助をする介助犬、この三つが身体障害

者補助犬と定義されていますね。

それで、これに関する、今、法律がありますよね。これはたしか平成15年に施行されて、20年に改正されてというふうになっていますね。ここでは、公共の施設、それから民間の不特定人の出入りする場所、そういう点の場所では、身体障害者補助犬を拒否することができないと。今、罰則もたしかあるはずですが、いうことになっているわけですよ。ところが、なかなかこれが一般的には理解されていなくて、全国の事例で言うと、バスに乗ろうとしたら、運転手が俺は犬嫌いだから、おまえだめだと言って乗せなかったとかね。あるいは、飲食店に入ろうとしたら、犬アレルギーの人がいたら困ると言って、犬は外へつないでおいてくれというふうに言われたとか、各地でそういう事例があります。ペットとして連れて歩いている犬と盲導犬なんかを全く同じに考えている。そういう無理解があるようですね。

現在、厚岸では、盲導犬を使っている方がお一人いらっしゃいます。この方とは私、お近づきにさせてもらったものですから、お話を伺うんですが、この方の性格だと思うんですね。お人柄だと思うんです。自分が町内いろんなところを歩いて、嫌な思いをさせられたことはまずないんだとおっしゃっているけれども、これは盲導犬より先にみんなその人を知っているものですからね。ということが強いんだろうなと思います。

それで、この盲導犬に関する理解というのは、やはり見ているとそうは広がっていないですね。愛玩用の犬と同じに考えている。だから、盲導犬を連れて歩いているときに寄ってきて、あら、かわいいねと言って頭をなでてくれたりする人が結構いるみたいですよけれども、あれはやっちゃいけないんですね、工作中ですから。

それで、これ一つ提案なんですけれども、この店は盲導犬に協力していますとか、あるいは、盲導犬歓迎というのは見たことないのですが、要するに、盲導犬に対してうちは理解を示しているよというようなポスターなりステッカーなりは、日本盲導犬協会あたりで結構つくっているんですよ。これも先ほど言った事業者バリアフリー支援の施策を進める場合と同じなんですけど、個々の、例えばお店、例えば民間施設というようなところに行って、盲導犬歓迎しますよというようなものを作ってくれませんかというのと、最初から理解のある人はいいんですけれども、なかなか、いやあ、自分はいいいけれども、来るお客さんが何て言うかという式の話になってしまうので、やはりこういうものは商工会あたりとよく相談して、みんなでやりましょうというふうにしていただきたいんです。牽強付会になるかもしれないけれども、今、厚岸町もどんどん観光客が入ってきますよね。そういうところでもって、どこのお店に行ってもこういうものが張ってあるということになると、この町は福祉だとかそういうことに一生懸命力を入れているんだなというのは一目でわかりますよね。そういう意味でも効果はあるんじゃないかと思ひまして、これはぜひ進めていただきたいなと。特に、身体障害者補助犬法などというものを振り回して、罰則があるからだめなんだよなんていう式のものではないけれども、法整備もここまで進んできたんだということをお知らせするにはいい事例ではないかと思ひますので、どうかよろしくお願ひしたいんですが、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） ただいまのお話でございますけれども、実は、以前にも私も商工会のほうにお伺いしまして、そういったお話をさせていただいております。その中で、商工会の事務局のほうからは、協力はできるよということは言っていたいております。ただ、パンフレットの配布を商工会を通してお願いするというようなところでいっても、なかなか実際の取り組みにはどうなのかなという部分もございました。今考えているのは、今回バリアフリー助成ということで、お店屋さんにもそういう制度を設けさせていただきますので、その制度のPRとあわせて、そういう補助犬のものについてもお話をさせていただきたいなど。商工会のほうともよく相談をさせていただいて、そういう取り組み。全体的な周知、それから個々の周知も含めて、相談をしながら進めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

●委員長（大野委員） ほか、この2目ございますか。  
12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 私もヘルプマークにかかわってなんですけれども、東京都のほうで最初につくられたと。それが全国的に広まってきていて、その東京都のつくられたヘルプマーク、これを活用して、各自治体でいろんなもの、例えばヘルプカードですとか、小さな飾りですとか、そういったものが今つくられているんですけれども、当町ではそういったことってどんな工夫をされているんでしょうか。何かその活用方法というものについて、どういうふうを活用するのかお伺いしたいんですが。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） ヘルプマークにつきましては、先ほど19個と申し上げましたけれども、そのほかに250個ほど購入させていただこうと思っています。その関係する団体といろいろ周知をさせていただいて、配付をさせていただくことと、それから、先ほども申し上げましたけれども、ポスターでもって周知、そのほかに当然広報ですとか、そういった部分での周知はしなければならないと思っています。

そのヘルプカードについても考えております。それもどういう形でというのは、ちょっと今まだ最終的な整理ができていませんけれども、なるべく早い段階でヘルプマークとそのカードも一緒に出せるようにしたいと思います。中には、ヘルプカードのほうがいいという方も当然いらっしゃいますので、どちらも配付できるように、あるいは選択できるようにはしたいと考えております。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 ぜひ進めていただきたいと思います。

それで、先ほどポスターなどをつくるということで話されていましたが、やはり先ほど課長が言われていたように、町民にこれは何だということを知らせるというのが本当に第一歩なんだと思って、なかなか時間が、多分かかるのかなとも思うんです。

いろいろな自治体で、例えば役場だけではなく、公共交通、例えばバスですとか、そういったところにも普及のポスターですか、そういったものだとか見本だとか、そういったものを置いておくと。あるいは、商店街にもポスターを張っている、そういったさまざまな工夫がされているんですね。当町でも、その配付先というの、役場だけではなくて、ほかにもここに来ればヘルプマークがもらえるよというような箇所もつくっていただいて、せっかくですから、積極的に広く周知の方法をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） ポスターにつきましては、牡蠣まつりですとか港まつりですとかというようなポスターを各お店屋さんなんかには張っておりますけれども、それと同じような枚数を用意しまして張るお願いをさせていただこうと思っております。

それから、配付についても、配付しやすい形はいろいろな、ちょっとどういう形がいかというのはまだもう少し検討が必要だと思っておりますけれども、できるだけ取りに来やすいような形を考えたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（大野委員） ほか、この2目ございますか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

120ページ。3目心身障害者特別対策費。

（な し）

●委員長（大野委員） 4目老人福祉費。

6番、室崎委員。

●室崎委員 ここで何点かお聞きいたします。

一番最初に、ここで新しい施策が出てきます。元気いきいき高齢者応援という施策が出てきますが、まず、これについて簡単に説明してください。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 元気いきいき高齢者応援ということで、この事業につきましては、新しく取り組ませていただきたいと思いますという事業でございますけれども、対象者の方につきましては、88歳になられる方、それから満95歳の方、95歳につきましては、今年度に限っては95歳以上の方を対象にしておりますけれども、その方々に3万円分の商工会が発行している「ほほえみギフト券」を交付させていただこうというものでござい

ます。

なぜこういうことということでございますけれども、この方たちの中で対象になる方は、過去10年以内に介護認定を受けていない高齢者の方を対象にというふうに考えております。この方たちは、その88歳、それから95歳まで介護認定を受けていない方たちは、日ごろからいろんな健康維持のための努力、それから介護予防の努力をされている方ではないかなと思っております。その方たちに対して、この「ほほえみギフト券」と、それから95歳の方につきましては、町長からの賞状をあわせて贈呈しまして、その方たちの元気のお祝いをさせていただこうと考えた内容でございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 言わんとするところ、趣旨は、大いに結構だと思います。ただ、この条件なんですけど、ちょっと疑問があるというのは、明確でないところがあるのでお聞きします。

10年間介護認定を受けていないという言い方をなさったんですが、これは介護認定申請をしたことがないということなんですか。それとも、認定申請はしたんだけど、要支援とか要介護の認定を受けなかったという意味なんですか。

●委員長（大野委員） 休憩します。

午後2時33分休憩

午後2時34分再開

●委員長（大野委員） 再開します。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 申しわけありません。

認定を受けていないという方で、申請をされて非該当になった方は介護度はついておりません。介護認定を受けていないということで、そういう基準にしたいと考えております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 申請しなければ要介護、要支援の認定を受けるわけないわけだから、要するに要介護、要支援に該当する人ではなかったという意味なんですか、これは。いいんですね。

それでもう一つお聞きしますが、町長もよく口になさる健康寿命という言葉がありますね。WHOで定義していますよね。これ、ちょっと教えてください。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。



●保健福祉課長（阿部課長） すみません。その健康寿命の具体的な定義というのはちょっと持っていないんですけども、町長は日ごろから「ピンピンコロリ」と……（「いいです、いいです。そんなことはいいです」の声あり）すみません。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 私のほうでも知らないことは聞けないので、それも調べてまいりましたが、日常的、継続的な医療、介護に依存しないで、自分の心身で生命を維持し、自立した生活ができる云々と、こういうふうになっております。

ここでは、介護の問題と一緒に医療というものがついています。すなわち、日常的、継続的な、ちょっと介護を除くと、医療に依存しないで、いわゆる健康な毎日を送っているということなんですが、今回の元氣いきいきでは、介護の認定の部分だけを入れて、あえて日常的に医療に依存してみずからの生活なり命を保っている方は、元氣いきいき高齢者になるよと聞こえるような設定をしているんですが、当然これにはわけがあると思うんで、どうしてこうしたのか、その理由を教えてください。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この制度につきましては、私ども日常的に高齢者、それから、介護認定申請ですとか、それから、介護保険の制度の利用という方たちとふだんから接しているわけですけども、その中で、中には制度を何も自分は利用していないだと、そんな人には何も無いのかというようなことのお話なんかもいただいております。そういうところで、そういう介護保険の利用をされる方たちと接している中で、そのところの利用は周知も進んで、進んできているんですけども、利用されない方も、一方では元気で頑張っていらっしゃる方もいるということは、やはり肌で感じるようになってきておまして、そういう方たちが元気でいらっしゃるということはすごいことだなと考えております。そういう中から、そういう方たちに何かしらのものを、光を当てることができないのかなというような思いの中から、今回の制度を考え出していただいたという内容でございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 思いについてはよくわかるんです。それから、こういうものをつくるということに関しても、私は大賛成なんです。ただ、先ほど来聞いていますと、介護認定さえ受けていなければと聞こえるんですよね。それはすごく元氣な人であると。だけど、WHOの言っている健康寿命の定義からいうと、ちょっと違うんじゃないかなと。

そういう人が世の中にいるのかどうかわかりませんが、介護保険はどこまでも申請主義ですよ。本人が申請しなければ、これは介護認定もなにもないですね。強制的に認定できるわけじゃないから。もし、もうほとんど寝たきりのような状態で、医療にはび

っしりと日常的に支援を受けていながら、介護保険の申請をしていない人が88歳や95歳であったときは、お元気ですねと言って、これ、お祝い金になるのかな、やっぱり。種類としては。いうことになるのかなと。ちょっと何か違和感があるんで、そこをお聞きしているんです。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 私ども介護保険のことばかりにちょっと目が行っておりました。今、委員おっしゃられた観点というのはちょっと持ち合わせておりませんでした。介護保険であれば、認定を受けてそのサービスを利用されている方と、それを受けていない方というところでの視点でちょっと考えていた部分がありまして、今おっしゃられていたように、医療のほうでずっと入院されている方が介護認定を受けていないことをもって言われると、おっしゃるとおりだと思います。その辺の検討はちょっとしておりませんでしたので、そこは整理させていただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 この基準は規則か何かで決めるんでしょう。条例じゃないですよ。そうしたら、そのあたり検討なさると今おっしゃってくださったので、よろしくをお願いします。

それから、社会福祉協議会が行っている介護保険事業者の事業ですね、これについて第三者評価を入れてやってきましたね。3年やりましたか。今回はお休みということなんです。そうすると、この3年にわたってやってきたものを、もう一度ここでもって、福祉課も入って振り返って、そして改善すべきものは改善して、次に向かってどうするかというようなことをこの1年かけて行くと解釈すればよろしいんですか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） おっしゃられるとおり3年間かけて一巡をしました。それぞれの部門で、その指摘の事項も違うと思いますし、それから、今まで3年間ずっとこの第三者評価に向けての取り組みというところで走ってきましたので、少しそこは一度、今回1年間あけさせていただいて、その内容を整理する、検証する期間にしたいということで、社協のほうとも話をさせていただいていますので、そういう中で、また31年度に向けてのものを検証していきたいと思っております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 お願いなんですけれども、こういう介護施設だとか、こういうものに共通して言えることは、施設が開かれていなきゃならないんですよ。密室化してしまっただめなんです。ところが、やっている人たちは本当に一生懸命ですから、自分たちとして精いっぱいやっているのに何で言われるのというような感覚に陥りがちなんです。

これは何もどこというんでないですよ。全国的な話ですよ。それだけに第三者評価というものをに入れて、自分たちと違った目で見ると、自分たちは最もいいと思っていたことが実はうまくないよといわれるようなことがたくさん出てくるんですね。そういう意味で非常にいいと思うんです。

それは、同じことが言えるのは、利用者、利用者の家族、そして第三者である町民、そういう方からの厳しい指摘も、やはりそういうふうに広く受け入れてほしいんです。いろいろな話が聞こえてきます。褒める人もいるし、それからいろいろ言う方もいます。そういうものをやはり一旦受けとめて、中には無責任な話もありますから、そして誤解であれば、その誤解であるということを確認していくという、そういうことが非常に必要だと思うんです。

そういう意味でも、前にもちょっと指摘したんですが、投書箱のようなもの、目安箱と言ったら変ですけども、そういうのが置いてあったんだけども、置いてはあるんだけども、よほど探さないと見えないようなところに置いてあったりして、指摘を受けていたこともありますので、そういう部分のアンテナを張るということも、ぜひ一緒に考えていただきたい。これは要望ですが、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 第三者評価につきましては、おっしゃられるように、施設が開かれているという部分が本当に必要な部分だと私どもも思っております。そういったところで、この1年間、そういう今回の、今までやってきた第三者評価を本当に検証させていただいて、私どもも含めて、一緒に検証していきたいと思えます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 よろしくをお願いします。

委員長、ここに介護保険特別会計の繰出金があるので、ちょっと介護保険に関するものですが、ここで一緒にやらせていただきたいんですが。

●委員長（大野委員） はい。

●室崎委員 よろしくをお願いします。

介護保険事業相談員といたしましたか、利用者の中に、あるいは利用者の家族を含めてなんですが、事業者に対してのいろいろな要望や意見や、ある意味では不満があったり、いろいろなものがあるかと思えます。それをくみ上げて、そして事業者ともよく話し合っ問題点を解決していく。利用者側の誤解であれば、その旨を納得してもらおうというような橋渡し役、これは十勝の本別が一番最初に始めたらしいんですが、非常に効果のあるものだというので、厚岸町も相当前から入れていますね。

その昨年1年間の活動については、何か大きなことはありましたでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この介護相談員の取り組みにつきましては、前段の第三者評価の取り組みと同様で、外からの目を入れるというところで非常に大事だと考えております。

そういう中で、大変申しわけないんですが、介護相談員は昨年、平成28年度まで5人体制を維持してきたんですが、昨年、お一人やめられて、今4人体制になっております。もう一人何とかお願いをしたいと考えているんですが、なかなか次の方が見つからないという状況が1年間続いておりまして、今4名の方で対応いただいているという状況でございます。

ちょっと私どもの仕事がおくれておりまして、実は28年度の報告書もまだできておりませんで、それについては今やっている最中なんですけれども、28年度の検証の中で、29年度については、その新しい取り組みとして、まだ2カ所しかやっていないんですけれども、今までは相談員と施設側で気づいたことについてのやりとりをしておりました。相談員が戻ってきて大きな内容のものについては、事務局のほうからまた問い合わせをするというような取り扱いであったんですけれども、なかなかこれでは、やはり施設側と相談員の側と、それから私どものほうと、顔が見える形でやりとりというのは今までできておりませんでした。昨年、一度三者が集まって、相談員さんと、それから施設側と私どもと入って協議を持つ場をつくりました。心和園と、それからもう1カ所、デイサービス等ということで、そういう取り組みを進める中で、相談員さんの部分を、施設側の施設長たちのレベルでは理解はいただいていたとしても、なかなか現場の方たちまでの理解というのが難しいような部分もあるんだと思うんですけれども、そういう意味では、現場責任者レベルですけれども、責任者レベルの方も入ってもらって協議をしている中では、非常にいい話し合いができたなと思っております。その取り組みは、30年度につきましては、他の事業者のところも含めて進めていきたいなと考えているところでございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 先ほど開かれた何とかと言いましたけれども、相談員の仕事が密室で行われていたのでは、これは余り褒められたものじゃないですね。そういう意味で、町民みんなが目にとまるような形での報告書というのは非常に必要だと思うんです。こういう問題があって、こういうふうに言って、双方はこんなふうを考えていて、これがこう解決したんだなというのがみんなわかるようにしていくこと、それは非常に大事だと思いますよね。そういう意味で、報告書がおくれているというのは、ちょっと余りにもいただけないですね。これはもう、ぜひ早くお願いしたい。

それからもう一つは、全部の事業所といいますか、事業者の施設に相談員が入っているのではないらしいですね。要するに、事業者のほうはどうぞ来てくださいと言わないと、法的に強制力ないですから、入れないという話なんです。それで、ある時期は入っていたんだけど、相談員が入られておもしろくなかったのか、あるいは別の理由

があったのか知らないけれども、もう来ないでくださいと言った事業者もあるというような話もちらっと聞いているんです。

それで、法的義務はないにしても、こういうものを受け入れないというのは、これはちょっと理解の外なんですよね。やはりこれは保険者として相当強く事業者に言って、こういうものの中に入ってもらわないとだめだということをして、実現させていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 実は、以前入っていた事業者が1カ所、今入っていない状況にあります。それにつきましては、昨年も話をさせていただきました、悪い返事ではなかったんですが、ちょっと具体的に進められなかったという状況があります。今年については、再度実施をお願いして、入っていけるようにしてまいりたいと思います。

●委員長（大野委員） ここで3時休みの休憩をとりたいと思います。

12番さん、休憩後、質問をお願いします。

再開は3時30分といたします。

午後2時57分休憩

午後3時30分再開

●委員長（大野委員） 再開いたします。

4目老人福祉費を続行します。

12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 まず、1点目ですけれども、127ページ、老人福祉電話貸与についてお伺いをいたします。

今回、何台か機器を購入するということで説明があったと思うんですが、この購入によって、現在待機されている方いらっしゃると思うんですけれども、その補充分というんでしょうか、それは補われるんでしょうか。現在の待機者はそのまま待機という形になるんでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 老人福祉電話の貸与のところでございますけれども、ここは、現在5人の方に貸与しておりまして、この方々が利用されている部分ということで、このところに待機はおりませんし、機器の購入というのもございません。

緊急通報時の関係かなと思いますけれども、その部分につきましても、基本的には購入する部分で、希望の方に設置というのは、ご本人との話の中で進めておりますので。

その手続の関係で、協力員が2人必要ですとかというような部分もあるものですから、そういう部分でちょっと時間がかかる部分もあるんですけども、申し込みに対してつけないという、対象者の方であればつけないということはございませんので、今現在は待機はおりません。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 わかりました。すみません。ちょっとまた改めてお伺いをしたいと思います。

それで、その下に高齢者事業団があります。今、高齢者事業団、助成をしているわけですけども、大事な仕事の一つとして、冬場の福祉除雪がございませよ。それで、今、高齢者事業団のほうでも人がとても足りないということです。その結果、冬場に福祉除雪のほうにもなかなか手が回っていかないということで、高齢者事業団のほうでも人手不足、雇用というところについて頑張っているんですけども、なかなか雇用ができない。それから、福祉除雪を申し込んでいる方も、手が回らなくて自宅に来るのは10時半過ぎだとか10時過ぎだとかというところで、なかなか手が回らないということを知っていますけれども、これについてはご承知でしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 高齢者事業団のほうから、なかなか人の確保が大変だというお話は聞いております。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 それで町民の方から、雪が降ると早く除雪をしてほしいという、皆さんやっぱり希望がありますよね。だけれども、それが人手不足によってなかなかすぐに手が回らない状況だということになっているんです。

それで、福祉除雪にもかかわってきますので、この人手不足に対して、それからこの福祉除雪に対して、なかなか手が回らないで遅くなっているということに対して、町ではどのように方策なり手段なりというところで考えているのでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この高齢者事業団の30万円の補助金でございませけれども、この補助金につきましては、当初、国も補助金があつて、北海道も補助金があつて、それらが過去あつたんですけども、それがなくなつてきて、厚岸町はこの30万円という補助金を維持しております。

この補助の目的というのは、運営費に補助をするということではなくて、新たな人の開拓という、それから仕事の開拓、そういうものをしてもらうための人に対して補助と

いうのをもともとやっております、国の補助、道の補助がなくなっても、町の分は何とか残しているものでございますので、そういう意味では、人の部分と、それから仕事の部分というのを、そういう方を配置して探してもらうというようなことをまずお願いしたいということでございます。

ただ、実際のところ、今人が足りなくて、今まで中心になっていた方が去年抜けられて、今年になってまた実際に現場の方が抜けられたということもお話を聞いておまして、大変だという状況は聞いております。

今年度につきましては、今もう3月というこの状況ですので、この後どうこうということはできませんけれども、平成30年度に向けては、その事業団のほうで今私どもがお願いしている除雪の部分が本当にできるのかどうかというところは、よく相談をさせていただかないといけないなと考えております。今言えるのはその範囲かなと思っております。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 本当によく相談をしていただきたいと思いますと思うんですが、事業団のほうでも需要はやはり増えていると。ただ、やっぱり人手がないというところで、そのところが今切実になっているという問題があります。

これ人員ですとか、そういった仕事を起こすというところで助成を出しているということですから、やはり人の配置、人の手配というところも、ただどうするとかではなくて、真剣に協議をしていただきたいと思います。じゃないと、来年度、次年度もまた福祉除雪が手が足りないよと。福祉除雪とか、そういったことも年々増えてきていますから、やはりきちんと回るように、町のほうでもしっかりと協議なり検討なりしていただきたいと思いますんですが、いかがですか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 新年度の実施に向けて相談をさせていただきたいと思いません。

●委員長（大野委員） ほか、この目ございませんか。  
8番、南谷委員。

●南谷委員 3款、1項、4目老人福祉費ですよ。

●委員長（大野委員） はい。

●南谷委員 委員長、ちょっとダブるんですけども、先ほど6番さん、質問した件なんですけれども、今回、元気いきいき高齢者応援事業でございます。今年初めての事業ということでございますが、所管、担当課からは議案書をもらったんですね、私た

ち。総産の委員の皆さんにしたら。初めて目にする事業でございます。それで、私も一生懸命、6番委員さんの説明をメモったんですけども、書き切れませんでした。それで改めて、ダブるかもしれないですけども、確認をさせていただきたいと思います。よろしいですか。

●委員長（大野委員） はい。

●南谷委員 この事業について、88歳になって元気に活躍されている、介護認定のなかった方に対して記念品をご褒美にというんですか、今年は、これから88歳の方には支出しますよと。記念品なんですけれども、どのようなものなのかなというのちょっと聞き漏らしました。それから、今年は95歳以上、3万円分ぐらいのと。95歳以上の方みんなにお祝いをやるよと。そうすると、89歳から94歳までの方は今後も対象にならないよと。この辺についてどのような考えだったのかなと。95歳以上の方には、今年は1回切りだからやるよと。それから88歳になったときだけお祝いとして、単年度だけやるよと、これから毎年88歳の方々にだけやっていくよ。今年は95歳以上の方には全員やりますよと。こういう理解でいいんですか。その辺の確認をさせてください。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 私ども考えましたのは、おっしゃるとおりの内容でございます。88歳の方、それと95歳以上の方、その後は、来年以降は88歳と95歳の方ということで、その年齢を限定してということで考えた内容でございます。賞状と額を考えております。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 賞状と額だけでなく、3万円云々というのもありましたね。（「商品券」の声あり）どっちにどうやるんですか。きちっと言ってくれないと、町民にきちっとそういう話を……。

●保健福祉課長（阿部課長） すみません。商品券につきましては、1人3万円分を88歳の方と、それから95歳以上の方にそれぞれ、ほほえみ商品券3万円分でございます。それと95歳以上の方につきましては、それにプラス賞状と額縁を送りたいと考えております。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 そうすると88歳の方には、3万円の商品券。これも商工会の商品券。加盟店にという。それから95歳の方には、それと賞状と額をプレゼントしますよと。かつて元気高齢者年金制度、年金制度だったものがお祝い金に変わりました。それか



らまだ何年もなっていないんですよ。財政が厳しくなって、そういうものについては、私もその対象者の皆さんに説明するのに、高齢の方で認知症にかかっている方にその話をしたらひどい怒られました。今までもらえたのに、やっとその年になったら、私もらえないんだ。あなたたち笑っているかもしれないけれども、僕ね、浜に行ったときに、母さん、来年から、残念で申しわけないけれども、今度はお祝い金になったんだよ。非常につらい思いですよ。やっぱり期待しているんだわ。みんな先輩たちもらっているんだから。一旦成功した制度というものは、きちっと守っていかなければならないと思うんですよ。確かに高齢者の皆さんにきちんと希望や夢を与えることは、僕は大事だと思うんですよ。初めてきょうわかりました。この制度について。全然報告ないんですよ、説明も。ということは、これはだめだとかいいとかではないんですよ。やるからにはきちっと、将来も財源が厳しくても、私は続けていただきたいし。

その上でお尋ねをさせていただくんですが、今回、このような制度を設けよう、いい悪いはそれぞれ判断があると思うんです、委員の皆さん。私はいかがかなと思うんです。はっきり言って。

例えば、私の知っている人、地方の方で、92歳の方でふるさと納税に貢献してくれている人がいるんですよ。この前の税財政課長のように、財源ができたよ、ふるさと納税を活用しますよ、92歳の方がふるさと納税、拠出して貢献している方が、いやいや、今度厚岸はねと。どう思いますか。おお、そうかそうか、よかったなど、決して私は思わない。92歳でも頑張っただけふるさと納税、厚岸のために貢献していただく方もすごいと思うんです、僕は。一方で、いかがですか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この元気がいきいき高齢者の応援という部分では、やはり元気で頑張っていらっしゃる方に対して、介護保険なりそういう制度では、そういうサービスの適用を受ける方たちに対して、いろいろな対策というのはできてきているんですけども、元気で何も使わない方に対して、やはりそういう方に対しても何らかの気持ちをあらわしたいなというところで、これは職員の提案で上がってきた事業でございます。

サービスを受けられるばかりではなくて、そうやって頑張っていらっしゃる方に対してもという部分でいくと、やはりそれなりに年齢の方ということになりますので、そこで毎年全ての方にといいわけにはまいりませんので、節目の年齢ということで、その88歳と95歳ということを考えさせていただいたものでございます。いろいろな方の状況が違いますので、いろいろな話はあると思いますけれども、そうやって頑張っている方にも何らかの制度があっただけいいのではないかなということ考えているものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 確かに老人福祉費2億3,300万円、そのうち介護保険特別会計のほうに繰り出

しているのが1億6,900万円。半分以上介護関係のお金。特別会計に繰り入れるだけで約1億7,000万円ぐらいのものが行っているわけですから、不公平さというのはあるのかもしれないんですけども、それにしても、そういう議論をするときに全然議員のほうにも見えないんですね。こういうことだからこうなんだというものが全く見えないんですよ。はっきり言って。だから、今回、もしこの事業をやるとするのであれば、厚岸町のために、仕事をしていなくても元気で医療費がかからないようにやっている皆さんについては励みになるような、やるのであればもっと魅力を持てるようなものでもいいと思うんです。元気でいればこうなんだ。ジュースでもらえとか、こういうことをしてもらえとかというものをしっかりPRしないと、議員でさえ、議案をもらうまでに全然わからなかった。これからですよ、しっかり事業をする上で、みんなにやっぱり理解をしてもらわないとだめだと思うし、周知も報告も必要だと思うし、町民へのPRもしていかなければ、町民の皆さん、対象者の皆さんが、病院にかからない、病院にかかっても介護認定にならないような、そういう努力を生活の中でしっかりしていくんだと励みになるような制度にしていきたいと思いますが、いかがですか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） PRについては、しっかりやっていきたいと思います。

これは介護保険制度の利用をされていない方になりますので、なかなか把握しづらい部分もありますので、PRをしっかりと、いろいろな情報を集めなければ実際に対象者の把握は難しいと考えておりますので、しっかりとやっていきたいと思います。

●委員長（大野委員） ほか、この目ございますか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、次、進みます。

5目後期高齢者医療費。130ページです。

（な し）

●委員長（大野委員） 6目国民年金費。

（な し）

●委員長（大野委員） 7目自治振興費。

6番、室崎委員。

●室崎委員 ここに出てくるんですが、自治会活動活性化支援というのが出てきますね。

これは各自治会に、たしか10万円だったかな、非常に使い勝手のいい助成金をくださっ

て、それぞれの自治会の活動を応援しましょうという趣旨のものでしたね。それは、前にも申し上げただけけれども、私のような非常に小さな自治会に暮らすものとしては大変ありがたい。それで、いろんな形でもってこれを使っておりまして、評判も非常によろしい。

それで、たしか去年の何月に言ったのか忘れちゃったけれども、その上でなんですけれども、この活性化支援の制度も使えなくなっている自治会が出始めているということも申し上げました。それは何かをやろうとする人的な担い手が高齢化によっていなくなってきた、これの補助金ありますよといっても、何かの行事をすることがなかなかできないという嘆きを聞いておりましたので、その点が今現状なんだというお話をいたしました。それでそのときに、人的な支援、金銭的支援じゃなくて今度は人的な支援も考えてもらえないかということも申し上げましたが、町長も非常に積極的な答弁をしてくれまして、我が意を強くした次第なんです。

後からちらちら聞こえてくるのは、役場部内でも検討を具体的に始めたというような話も聞いておりました。私はそれを本当に信じて、ああよかったなと思っておりましたが、今回そういう話が、少なくとも新年度予算の説明の中では聞こえてこなかったような気がするんで、この1年間ずっと検討してきて、こんなふうにこれから進めようと思うんだというようなものがありましたら、それを今ここで教えていただきたい。

●委員長（大野委員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 昨年3月の第1回定例会で、ご質問者から今回と同様の質問があったと記憶してございます。

それで、町民課のほうとして昨年11月に、担当職員と私と先進事例と思われる市町村2カ所に視察のほうを行かせていただいて、ちょっと勉強をさせていただいたところでございます。

現在、ご質問者言われるように、内部のほうでその厚岸版の形づくりといえますか、2町村見てきたんですが、かなりやっていることにも開きがあります。そのほかにも近隣の市町村と、近隣といっても釧路管内ではございませんが、聞き取り等を行ったところ、市町村によって支援の仕方の開きがございます。実際に町長も厚岸町も取り組むよいうにということで、現在検討していますが、大変申しわけないんですが、まだまとまっている状態には正直ございません。引き続き検討を進め、30年度中にどのような方向で厚岸町が取り組むという部分をお示しさせていただきたいと考えてございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 資料を要求していただきましたので、135ページの市町村運営有償運送業務委託料にかかわるところで質問させていただくんですけれども、まず、入札の参加資格要件というものをいただきました。一つ目には、指名競争入札の参加資格、指名基準を満たしているもの。できれば、どういうものなんだというものも全部羅列した中で出していただけ

ればよかったんでしょうけれども、調べろということなんで、後で調べさせていただくんですけれども。

そして、2番目が自家用有償旅客運送車であってということで、道路運送法で規定する要件を満たす者を運転者としているものという表現なんですね。これは要するに、満たす者を運転者として雇用している事業者というものでいいのか。それとも、要件を満たす者を運転者としてできる個人を指しているのか。ここら辺、ちょっと確認したい。

あと3番目は、厚岸町が求める運行経路及び運行時間に対応できる者ということなんです。一般議案のときに示された案というものが多分これに当たるのかなと思うんですけれども、この運行時間、先ほど資料であった案に対応できる者という人数は何人を想定しているのか。これについて、まず教えていただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） まず、二つ目の道路運送法の関係でございますが、自家用有償旅客運送車の部分で、市町村運営有償運送という部分を使って今回デマンド、それからスクールバスの一般利用というのをやる予定でございます。そのときの運転する要件としてが、道路運送法の第51条の16に定められている規定を満たしていなければ、その運送業務に携わることができないということになります。満たしている者というのは、今のところ、町のほうに指名願いとして出てきている部分では、二つの事業者だけになっております。

あと人数ですが、デマンドに関しては、運転手の数としては、最低限4人は必要な状況になります。大別・太田線、それから苫多については、曜日が分かれていますので、その部分を1人として、ほかに3路線ございますので4人ということになります。

スクールバスについては、教育委員会の管理課長から答弁させていただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） 私のほうからは、スクールバス関係のお話をさせていただきたいと思います。

まず、一つ目の厚岸町指名競争入札参加者指名基準を満たしている者という、先ほど町民課長も少し述べましたけれども、これにつきましては、厚岸町指名競争入札参加者指名基準というものがございまして、訓令でありまして、この中で共通的な指名基準ということで、指名競争入札に参加する者は、厚岸町財務規則第115条第2項の規定に基づき、町長が作成した建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であるとともに、次に掲げる共通の基準たる要件を満たしていなければならないと規定をされております。その中には、経営内容ですとか、法的適正、あるいは技術的適正、あるいは地理的適正、あと義務的適正というものが列記されております。

それで、3番目になります。厚岸町が求める運行経路及び運行時間に対応できる者ということで、スクールバスにつきましては、今、7路線で委託をしております。1社

が3路線で、1社が4路線となっておりまして、これからいきますと7人の運転手が必要かなと。ただ、当然、事業者といたしまして代替の運転手とかも必要になりますので、最低7人ですけれども、これ以上の人数が必要かなと考えております。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 そこで、まず、町のデマンドバスのほうで4人だよと。スクールバスのほうでは7人が最低人数ですね。例えば、二つの業務を一つの業者がやろうとした場合であれば、最低11人以上が運転手として抱えた会社じゃなければならないのかなと思うんですけれども。まずは、想定しているのは、今現在、二つの事業者が該当する事業者はあると言っているんですけれども、それぞれ所属している運転手というのは何人、何人いるんでしょうか。

●委員長（大野委員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） ちょっと事業者の運転者の数というのは、まだ正確にちょっと押さえてございませんが、11人が必要ではなくて、デマンドについては、スクールバスの空き時間を利用する部分がありますので、11人じゃなくても運行はできると考えてございます。人数としては、全てデマンドが動いた場合で、先ほどの最低限4路線の同時稼働になりますので、4人ということで、スクールバスとは機材、車両ですけれども、一部車両がデマンドでも使用させていただくことと、運転手についても同じ運転手が運転をするという部分が多くありますので、単純に11人が必要ということにはならないと考えてございます。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 ただ、会社は何人が運転手としているのかというのがわからなければ、ここで言う資格要件の3番に対応できるかどうかというものが判断できないと思うんです。まさか請け負ってから、いやいやいや、3人しかいなかったけれども、まず3人、交代交代で休みもなしにやるんだと当然ならないと思うんですね。ちゃんと町から委託するんですから、やっぱりその会社がきちんとやれるのかどうなのかというものが担保となければ、当然、委託業務としてもなり得ないと思うので、そこをしっかりと押さえていないというのは、私は大変不安でしかないんですよ。ですから、しっかりこれについては、必要人数の確保されている事業者ときちんと契約というものがなされるようにしてほしいと思うんですよ。

それで、あとスクールバスのほうは予算が別だったので、後で聞こうかなとは思ったんですけれども。例えば、この道路運送法の第51条の16で言っているのは、私方、一般に普通二種とか中型二種というようなもので言っているのかなと思うんですけれども、例えば、スクールバスだと40人乗り、30人乗りとか、そういう大きなバスというものもあると思うんですけれども、そこの免許保有者、要は大型二種と言われるものがここで

は読み取れないんですよね。この中で大型二種を持っている人がいる会社じゃなければだめだと読み取れるのかどうなのかという、そこだけはちょっと確認したいと思うんですよ。

あと、当然、厚岸町として委託業務をするわけで、今回この予算としては、837万1,000円と委託料が計上されております。積算の根拠を示していただきたい。運転者が何人いて、何日稼働して、その運転者1人当たりの金額というものが幾らなのか。あと、一般管理費、共通管理費とか、そういうものも全て含めた、当然受付をするわけなんですから、そういう管理業務、あと会社運營業務をする方々の分の一般管理費も含めたものが837万1,000円だと積算されていると思うんで、これは当然、この予算を計上しているんですから、きちんとなっていると思うんです。何日稼働で、1人当たり幾らで、一般管理費の率というものが何パーセントを見ての837万1,000円になったのかというものを説明していただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） まず、運転手の数、正確な数を私のほうでちょっと押さえていなくて大変申しわけありません。ただ、実証試験を行う段階で、実際にデマンドバスが回るのかという部分を、実証試験を発注するに当たりまして、事業者のほうと詰めて、足りるということで実証試験を行っております。そのときに、スクールバス、それからデマンドバスを行うのにできないということにならないように、そういう形で確認をさせていただきます。

積算につきましては、実は当初予算を積算するに当たりまして、2社からそれぞれ、全ての路線ではないんですが、分けた形で見積もりをいただいております。それは運転手の確保の都合からでございますが、それでいきますと、まず町内事業者でございますけれども、町内に本社を構えている事業者につきましては、1日の運行時間が7時間25分ということで、総運行時間を、これは半年分になります、1,298時間。単価が3,240円という形になっております。もう一つの事業者は、これは、当初予算では、厚岸に運転手が足りない場合、釧路から運転手を連れてくることになります。それでその部分を含めると、運行時間が119日分で、1日10時間40分ということになります。この部分が……。すみません、先ほどの部分が420万5,000円。すみません。数量のみにさせていただきます。1,298時間。それから、もう一つの事業者が、おおむね1,200時間程度という、それに清掃の時間を足した時間ということに、119日分ということになります。

あとは、運行経費としましては、保険代、それから燃料代という形になってございます。その他、道路運送法の規則等の規定で、有償運送を行う場合、車両の両側面に表示等をしなればなりませんので、その部分の消耗品等の予算を計上させていただいているところでございます。

以上でよろしかったでしょうか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

- 管理課長（高橋課長） スクールバス関係、お答えしたいと思います。

今現在、2社に委託しているわけですが、2社とも運転手は7名ずつ確保してございます。路線は4路線と3路線ですが、やはり余剰がないと休んだときに対応できないということで、この人数を確保しているということになっております。

それと、運行経路ですとか時間がわからなければということなんですけれども、入札する際には、当然、仕様書の中で、各路線、29年度は7路線で、30年度は8路線になりますけれども、それぞれ路線が、時間も違いますしキロ数も違います。それで、それを示した中で入札という形に金額を出していただくことになっています。

今回の予算ですが、参考見積もりとしまして、各路線の時間を示して、それをもとに単価を出して積算をしております。それぞれ時間にばらつきがありますが、単価的には時間3,300円の消費税分ということでスクールバスの運行委託料、あわせて、スクールバス以外の学校行事の輸送ですとか、あと臨時輸送も含めて予算措置をしているというような内容でございます。

- 委員長（大野委員） 町民課長。

- 町民課長（石塚課長） すみません。答弁漏れがありました。

大型、それから普通について、普通については10人乗りまでのワゴン車までということで、それを超えて50人乗りとかの一番大きいバスになると大型ということになります。

それで、市町村有償運送で運転をする場合には、二種免許もしくは国土交通大臣が定める、要は教習所になりますが、そこで専門の講習をうけるということになります。実証試験を行う段階で、1社については全て二種取得者で、もう1社については二種じゃない部分がございますので、それについては、29年度で講習を独自に受けていただいております。（発言する者あり）大型二種の運転手もおられます。実証試験を行う段階で、運輸局のほうに運転手の登録もしますので、大型二種の方と大型の一種の方もおられたので、その一種の方2名については、施行令にある講習を指定の教習所で受けていただいております。

- 委員長（大野委員） 3番、堀委員。

- 堀委員 それで、何を一番心配するかというと、委託料の中で、先ほど数量だけでちょっと単価のほうは省かせてもらおうと言ったんですけれども、きちんと積算された金額で払われているのかどうなのかですね。それをやっておかないと、例えば、将来的に人員の給料を上げなければもう確保ができないんだ、じゃあ、厚岸町でもっと払ってくださいよとなってしまったときに、他に事業者がないわけなんですから、その正当性の担保というものが非常にとれないと思うんです。だからこそ、積算というものが、やっぱり一番最初の積算がしっかりとしておいた中で組んでいただかなければ、相手方の、要するに言いなりの値段交渉をされかねないというものがあるんですね。ただでさえ、一つの会社では給料も安くて人も少なく、夜間のハイヤー営業とかもできなくなったと

というようなところでもあるわけなんですから、そういったものを聞いたときにはやはり、何かもう走り出してしまえば、あとはもう向こう側の言いなりの中で単価というものがどンドンどンドン上げていけるようにでもなるような決め事というのはしていただきたくないんです。だからこそ、積算というものはしっかりとした中で、当然、物価上昇や何かといった中でのものというものはあるんですけども、それ以外での要因でも安易な費用の増加というものがなされないようにしていただかなければならないと思うんですよ。

そして、あと運行に関しても、しっかりとした運行がされているのかどうなのかというものの査察、検査、そういうものもやはり当然していただかなければならないと思うんです。半年に1回でも、やはり抜き打ちで事業所のほうに入って、きちんとした免許所有者がしっかりと運行しているのかとか、運行されている時間というものだって、今、道路運送法で運転手の稼働時間というものは非常に厳しくなっておりますよね。そういったものがきちんと法令の中で遵守しているのかどうなのかという、それは当然、運輸局でもそうでしょうけれども、厚岸町が委託する相手先に対しては、厚岸町が査察できるようなことをやはりやっていただかなければ、安心して委託というものができないと思うんですけども、これについてもいかがなんでしょうか。

●委員長（大野委員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） まず、運転手の労働時間については、先ほど言った実証試験を行う段階で、5パターンほどの運行時間等の確認をさせていただいております。運行時間については、一応休憩時間もちゃんととれる形で組んでいただいた上で、運転手は今のところ何とかなっているという、1名分は釧路からということになっております。

その運転手の確保という部分では、我々もこの先の厚岸町の現状として一番危惧しているところをごさいます、そのためにも同じ自治振興費の中に、135ページの補助金のところをごさいます、運転免許の取得の助成というのをおわせて考えているところをごさいます。

また、しっかりとした単価でということをごさいます、基本的には、スクールバスとお合わせた形で、そういう部分を町としてもちゃんと積算をしていきたいと考えてございます。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 ぜひお願いします。できれば、単価関係というものもしっかり決めておいたほうがいいと思うんですよ。安易な委託費の増というものにつながらないために。ほかにも会社がたくさんあって、競争原理が働くのであれば、その中で競争しているからやはりいいんでしょうけれども、そうじゃない場合というものが想定されている中では、そこに対してのしっかりとした基準というものがなければいけないと思うんです。はっきり言って、余り声に出して大きく言うのははばかれるのかもしれませんが、1社に関して言うと、町民に対しての信頼感というものが、ハイヤー事業のことによって非



常に信頼感というものがなくなっているやにも思うんですよ。そうしたときに、その会社にこれだけの事業費を投じた中でやっていただこうといった中では、町民が疑義、不安、そして不満というものが持たれないようなものでなければならないと思うんですね。厚岸町には、ほかにも当然、1社しかない会社で、厚岸町から業務委託を受けている会社というものはあるでしょうけれども、そういう会社というのは、常に社会情勢や町民のそういう要望なりにもしっかりと応えるような会社運営というものをされた中でのからこそ、1社であっても町民からも過度な不満、不平というものが出ていないんだと思うんです。

そういう企業努力をされている会社というものがある中で、今回該当する会社については、やはり不満や不安というものが多くある中では、そこに至るまでというのは厳しい目で私方も見ていかなければならないですし、行政側としてもやはり厳しい目で対応していただかなければならないんじゃないのかなと思うんです。

スクールバスのほうは、先ほど見積もりとか何とかとやったんですけれども、やはり学校のスクールバスについても、しっかりとした単価というものを定めた中でやっていただきたいと思うんです。それをやることによって、仮に今現在は該当する会社が町内に1社で町外に1社であるかもしれませんが、将来的には町内にもう1社ができるとか、やはりそういうような事業展開というものが、私方も全ての路線8路線というものを、全てじゃなくても、3路線とかでも部分路線を受託してやろうとか、やはり当然そういうような中で競争原理というものが働くようなものにもしていかなければならないんじゃないのかなと思いますので、そのためにもしっかりとした単価基準というものをつくっていただきたいと思います。

その下の公共交通従事者大型自動車等運転免許資格試験、先ほど町民課長のほうから若干説明があったんですけれども、これほどのようなものなのかですね。一般の町民に対してなのか、それとも受注される会社の従業員に対して資格を取るための助成なのかというもの。あと助成の単価ですね。何人を予定していて、助成額というものが大体どのくらいなのか、1人当たりどのくらいで資格というものが取得できるのか。こちら辺について教えていただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） まず、委託の単価につきましては、スクールバス、それからデマンドバスと同じ運行を行いますので、その辺は教育委員会とも連携して適正な単価を考えていきたいと思います。

それと運転免許の助成制度でございますが、現在まだ調整を行っている段階ではございますが、当初予算に計上している部分については、大型免許の取得、これは一種でございますけれども、これで大体、釧路の自動車学校の聞き取りをしたところ、40万円程度かかるということで、その2分の1を。それから、普通二種免許、これはハイヤーの運転手の確保等の部分もございまして、それについては、通常の二種免許取得に22万4,000円ほどかかるということで、この2分の1を、それぞれ当初予算のほうに計上させていただいて、合わせて、まずは当初予算としては1名分ずつで31万2,000円というのを

計上させていただいております。

対象につきましては、基本的には、町内の公共交通等に携わる事業者に勤める方ということで対象にするということで、現在作業を進めているところでございます。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） スクールバスの関係ですけれども、まず安全管理の部分でございまして、これにつきましては、日報を必ずつけておりますし、何か問題等がありましたときには、その都度、報告が日々あります。問題といっても路線が変わることがしょっちゅうありますので、こういう路線が今日から変わりますよとか、今日こういうことがあったとかということは報告が逐次ありますし、あと、査察とさっきおっしゃいましたけれども、実際にスクールバスに乗車して、児童の様子ですとか運転手の様子、これらも、びっしりではないんですけれども、させていただいております。

それと単価ですけれども、人件費の計算につきましては、参考見積もりの際にもいただいておりますし、それに細かく人件費の基本給ですとか、いろんな部分の手当ですとか、あと福利厚生費、あるいは管理人件費とか、乗ったものを参考として出させていただいておりますし、現在やっている単価もここしばらくやっておりますので、その実績もありますし、今回さらにこれに当たりましては新たに計算書もきちんと出させていただいておりますので、単価計算については、現段階ではできているかなと感じております。

●委員長（大野委員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） デマンドに関しても、実証試験の段階から日報等提出を求めて、また、運転者の資格の管理という部分で、運輸局にも提出する義務がございまして、そういった時点で確認をさせていただいておりますが、実際に町で行うとなったときにも同様の日報、それから運転手の状態等、定期的に確認をしていきたいと考えます。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 実際には10月1日からですね。といった中では、まだ時間もあるといった中では、ぜひ、しっかりとした運行業務がされているのかどうなのかという査察権といったものを、やはり契約の中にはしっかりとして入れていってほしいなと思います。

積算単価というものについても、今度、教育委員会側もそうですし、輸送運行側の部分も、どちらもばらばらなんていう話にはならないんですから、やはりきちんとしていただきたいと思います。

あと、大型なんですけれども、40万円1人と、あと普通の二種で22万4,000円が1人というふうに言われているんですけれども、これは通常、学校で講習を受けて資格を取る場合ですね。教習所なりに行けば、恐らくこの半分ぐらいで、教習所経由で取るようにすれば、この半分ぐらいで取ることもできるかなと思うんですけれども、あくまでもこ

ここではきちんとした自動車学校なりに行って、決められた講習時間というものをやった中で、比較的簡単にと言ったら悪いですよ、取りやすいほうですよ、落ちづらいほうでの免許取得というものを想定していると理解していいのか。これよりももっと人が欲しいと思うのであれば、同じ予算でも、教習所によらないで、いきなり一発試験のような形のものだって当然あるわけなんですから、自動車学校がこれだと思うんで、そうじゃない教習所のほうだともっとこれの半分ぐらいでといった中では、できるのかなと思うんですけれども、当然落ちる可能性というものもある中では、助成というものが無駄になってしまうのかもというおそれもある中では、どちらもどちらで一長一短なのかなと思うんですけれども。そこら辺、どうなのかなと思います。

あと、今年、これが1名、1名なんですけれども、これは落ちる場合だって当然あるわけなんですから、今現在の厚岸町がいるほうの事業者というものの人員確保として見たときに、現実性がないですよ。確実にこれをやれば取れる、確かに51条の16第1項第1号、国土交通大臣が認定する講習を修了していることなんで、講習さえ修了しておけばいいのかなという判断にもなるのかなと思うんですけれども、やはりそれは不安だといった中では、しっかりとした免許取得者といったときには、現実性がなかなかこれでは見出せないんじゃないのかなと思うんですよ。町内事業者が今現在、人がいなくて、これをやろうというのであれば、不安というものがまず出てくるんですよ。そこら辺の人員確保というものがきちんと絶対大丈夫なんだということなのかなのかどうなのかなですかね。これについてどうお考えなんでしょうか。

●委員長（大野委員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） まず、委託の金額については、釧路の自動車学校の単価になっております。釧路には現在教習所はございませんが、他地域にある場合ですと、その教習所の単価の2分の1と。今のところ、先ほどちょっと説明足りない部分がありましたが、上限を一応設けさせていただいて、今のところ、その20万円を上限として、その2分の1以内ということで考えてございます。

それから、二種、一種の区分でございますが、先ほどの道路運送法の51条の16で、市町村有償運送を行う場合に、二種で、例えば大型二種でなくて、大型免許を持っていて、この講習を受けるということであれば、2年以内に免許の停止を受けていないですとか、そういう要件はございますけれども、満たしていれば、運転の、基本的には、法的には問題はないと考えております。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 あと、定期的にこの大型自動車の運転免許の資格助成、今年はこれですけれども、来年以降もやられるのかどうなのかな。当然その会社で確保した人員で免許を取得したけれども、3年間とか5年間とかの当然有期雇用じゃない中では、いつやめられるかわからないといった中では、常に人員が不足する可能性というものもある中では、これは1年だけなのか、それとも来年以降もやるのかどうなのかな。それを受託事業者だけ

にやるのがどうなのかなと私だと思うんですね。むしろ一般町民、町民全体で資格取得者というものを募った中で、そういうところにも働けるような門戸を開くというほうが、公平性といったものの中ではいいんじゃないのかなと私だと思うんですけども。こちら辺についても、ちょっと回答していただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 現在のところ、厚岸町の事業者に勤めている運転手、結構高齢の方が多いいという現状がございます、この制度については今年だけということではなくて、継続的に運転手の、スクールバス、それからデマンドもそうですが、運転手の確保を、それからハイヤーの運転手も不足していますので、そういった部分で確保するために行っていきたいと考えております。

それと、一般にも広めたほうがいいのではないかとということも、我々もちょっと検討はさせていただいたんですが、まず、町内の公共交通等に、または代替になる部分に携わる部分としてスタートをさせていただきたいと考えてございます。

●委員長（大野委員） ほかがございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

8目社会福祉施設費。

8番、南谷委員。

●南谷委員 8目社会福祉施設費。139ページ。生活改善センター指定管理委託料408万7,000円、ここでお尋ねをさせていただきます。

商工会との指定管理をされていると思うんですが、まだ平成29年度、最終的に年度ではしまっていないんですけども、たしかこの指定管理料というのは、町民の利用者との管理料との差異が出ますよね。そんな関係も含めて、平成30年度408万7,000円、繰り越し分の経理の仕方もあると思うんで、これに至った経緯とあわせて30年度の計上について説明を求めます。

●委員長（大野委員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 30年度と29年度の差ということでよろしかったでしょうか。

指定管理委託料につきましては、当該年度、概算で積算をして交付を行います。翌年度にその精算を加味して行う方式で委託料の設定をさせていただいております。

29年度につきましては、比較的、電気料、主に光熱費の差になりますが、そういう部分が多くて、30年度よりも低い委託料となっておりますが、30年度につきましては、燃料費等の高騰等がございまして、繰り越せる額が少ない見込みでございます。現在の

ところ。それで、29年度よりも多い金額となっております。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 通年、今まで平均単年度当たり、実質、指定管理料として400万円ぐらいという推定をすればよろしいんですか。およそ。過去3年ぐらい。今まで大体、繰り越し分も誤差も出たり調整をしてきているんでしょうけれども、大体、最終的に1年間にかかる、変動はあるんだけど、単年度の管理委託料というものは、繰り越す分もあるので、単年度ではどのぐらいの数字になっていますか。

●委員長（大野委員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 生活改善センターの指定管理委託料につきましては、年度により若干異なる部分ございますが、400万円前後から500万円を超えるぐらいの金額となっております。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 その年によって利用者の状況の増減もあるし、運営費、油代とか電気代、その状況によっても変わるので、常に一定ではないと、そういうことで理解して、およそ最終的に年度末で確定、決定していると、こういうふうに理解をすればよろしいんですね。

●委員長（大野委員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 当初予算に盛る都合もありますので、当初予算を策定する時点で決算見込みというのを立てまして、それで金額のほうを決定します。実際に指定管理の契約を結んで、結ぶ時点では決算のような金額が見えますので、その時点でその部分を調整した上で指定管理の契約をして支払いをするという形にさせていただいております。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 次に参ります。住の江地区集会所整備事業900万円、それとその次の有明地区集会所整備事業155万6,000円、この2点でございますが、住の江集会所の整備、恐らくトイレの部分だなと理解をさせていただきました。この内容について、住の江の自治会の皆さん、私も一度何かの会議で行ったときに、トイレの女子便所の改修というもの非常に望まれておりました。やっこの事業で取り組んでいただけるのかなと思いますので、この内容について、それぞれお尋ねをさせていただきます。

●委員長（大野委員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） まず、1点目の住の江地区集会所整備事業でございますが、ご質問者おっしゃられるとおり、トイレの改修がメインでございます。ただ、トイレを男女別にすることと、ある程度、車椅子等でも利用できるトイレが欲しいということで住の江自治会のほうから要望がございまして、昨年8月、9月と数回にわたって、どのような方がいいのかということで協議をさせていただきました。その中で、男女別、お祭り、それからいろいろな高齢者のサロン等を行っていく中で、現在のトイレが段差も大きくて大変使用しづらいと。男女別でないので、お祭り等で事件等があった場合、困るので、早く行う方法はないかということで相談を受けまして、その協議をさせていただいたところ、工事の内容としてはトイレなんですけど、その面積を確保する上で、若干、玄関の部分も改修を行わなければなりませんので、そういった改修の内容となっております。

有明につきましては、屋根の鉄板がかなりさびついてきておりますので、屋根の傷んだ部分の補修と塗装ということになっております。

●委員長（大野委員） ほか、この目ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

140ページ。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費。

6番、室崎委員。

●室崎委員 ここでお聞きしますが、今、全国で待機児童というのが問題になっていまして、その解消にいろいろと力を尽くしてはいますが、厚岸町では、待機児童の問題はないと考えてよろしいのでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 待機児童につきましては、ここ二、三年は待機といいますが、保育士の確保ができないという状況の中で、入所を希望の場所に入れられないという部分、それから入れないという場合がございます。ただ、今年度につきましては何とか、待機の状況は回避できたという状況でございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 30年度、来年度に関してはどのような見込みでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 今、4月1日から、当初に申し込みを受けている部分では大丈夫でございます。ただ、その後入ってくる子供さんがいらっしゃいますので、その子供の年齢、あるいは希望する場所によって調整が必要な部分というのは出てくるかもしれないという状況でございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 今、年齢という言葉が出てきたんですが、年齢によって非常に満杯状態であるということなんだろうと思うんですが、それは幾つぐらいのどの部分でそのようなことが起きるのでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 保育士の配置基準でございますけれども、ゼロ歳が子供3人に1人の保育士が必要、それから、1歳と2歳は6人に1人が必要ということになりますので、ゼロ歳、1歳、2歳が保育士の配置の基準上も人が必要ですし、それと施設の定員の部分でも、ゼロ歳、1歳、2歳が難しい状況が出てまいります。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 これに関しては、保育士の確保という非常に難しい問題がありますので、そもそも、こうしてくれああしてくれと私のほうで言ったからって、はいそうしますというような問題ではないのはよくわかるんですけども、やっぱりかつても待機児童、そういう形での待機児童だと思うんですが、問題がありまして、それに対する若い母親の不安というのがやはりありましてね、そういう声がちらちらと聞こえるんです。今回、子育て支援全般に関して非常に町長は思いきった施策を進めてくださっているんで、非常にありがたいんですが、そのわきで、もしまた待機児童の問題が出ると、やはりなかなか厳しいものがあるんじゃないかと思うので、この点については、とにかくよろしくお願ひしたいとしか言いようがないんですけども、お願ひいたします。

それと、現在、待機児童がないというようなことについては、何らかの形で厚岸町はとにかく頑張っているからというようなことも、また町民にお知らせいただければと思いますので、その点もよろしくお願ひいたします。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） なかなか保育士の部分では、その待機の状況なんかがございます、町長のほうと相談をさせていただいて、職員の前倒しで職員採用ということがここ、去年、それから一昨年としていただいた状況でございます。そういう中で何とかやりくりをしてきた。

ちょっとここに来て、また退職した保育士もおりまして、厳しい状況はあったんですけども、4月の子供の部分では、何とか回避できる状況になりましたので、少し安心したところでございます。引き続き、保育士の確保に努めていきたいと思っておりますし、そういう待機の部分では、どうしても施設の調整が必要な場合が出てまいります。希望の場所に入れないというような場合も出てまいりますので、その辺は、なかなか広報という部分ではしづらい部分はあるんですけども、そういった機会にお母さんたちにもきちっとそういうことは伝えながら、お願いする部分をお願いしていきたいと考えております。

- 委員長（大野委員） ほか、この目もございますか。

（な し）

- 委員長（大野委員） なければ進みます。  
2目児童措置費。

（な し）

- 委員長（大野委員） 3目ひとり親福祉費。

（な し）

- 委員長（大野委員） 4目児童福祉施設費。  
3番、堀委員。

- 堀委員 湖北地区保育所建設事業でお伺いしたいんですけども、実施設計に入るわけなんですけれども、想定する建物というものは、今、国のほうで、マグニチュード8.5とか9とかというような大きな地震というものが近くで発生するというおそれがある中において、この建物自体は、今はやりと言ったら悪いんでしょうけれども、免震構造や制震構造を持った施設となるのかどうか。これについて確認したいと思います。

あと、町内の公共建築物において、町有林材の使用というものを常にお願しているわけなんですけれども、どのくらいのことを考えているのか。町有林材の使用というものをですね。そういうものについて教えていただきたいと思っております。

- 委員長（大野委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） 現在、基本設計の最終的な詰め段階に入ってきておりますけれども、その設計をやっております。この中では、実際の免震構造の部分というところまでの協議といたしますか、そこのところはまだ調整中でございます。そういったところまで進んでおりません。



木材の関係につきましても、外壁の部分では使用しないということではありますけれども、内装の部分では使用する方向で話はしております。ただ、具体的には、平成30年度に行う実施設計の中で詰めていくという形になります。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 ぜひ、免震・制震構造については検討していただきたい。せっかく高台のところに用地を確保してつくったはいいけれども、大きな地震で建物に大きな被害を受けてしまって、中にいた子供たちが大きな被害を受けるということがないように、できるだけそういうものがない、危険性を排除するためにも、ましてや釧路沖においてマグニチュード8.5以上の地震の発生確率というものが高い確率で示されている中においては、検討していただきたいと思うんです。

あと、木造建物の強度と安全性といったものの中では難しいところがあるのかもしれませんが、そういうものをできるだけ両立した中で、ただ、最近の技術も進んで、木造建築物でも十分な強度というものができるといえるような建造物というものはいくらでもでき上がっておりますので、そういうものを参考にしながら、できるだけ厚岸町産材を使ったもので安全な施設をつくるように、実施設計においては十分意を配っていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 高台という部分では、湖南地区側につきましては、浸水区域を外れた部分ということではあれですけれども、ちょっと湖北地区のほうにつきましては、どうしても避難場所の下になりますので、浸水区域になってしまいますので、そこはご理解いただきたいと思います。

免震構造の部分、それから町有林材のものについては、その実施設計の中で検討をしていきたいと考えております。

●委員長（大野委員） ほか、この4目ございますか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、5目児童館運営費。  
3番、堀委員。

●堀委員 ここで、友遊児童館なんですけれども、友遊児童館が手狭で、今、厚岸消防署が移ったことによって、真龍地区にある第2分団庁舎の下を、例えば一輪車なり、そういう遊技場のように借りるとかというような検討というものがされていた。ただ、あそこは当然下にはトイレとかというものがいないから、どうだこうだというような話というものが出ていたはずなんです。今回、そういう点で、それに関する改修工事等の予算と

いうものがない中において、第2分団庁舎というものの児童館においての使用という検討の結果というものはどういうふうになったのか。これについて教えていただきたいと思えます。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 友遊児童館の児童クラブの子供さんの部分でございませけれども、平成27年から今まで、小学校3年生までだった子供さんが6年生までと拡大になりまして、実際には今現在も100人近い子供さんが登録をしているという状況でございませ。ただ、実際に大きくなるに従って、いろんなクラブ活動ですとか、習い事ですとかあるものですから、実際にはそこまでの人数が毎日来るわけではないんですけども。ただ、やはり特に冬場なんかは、中で過ごすという部分からすると手狭な状況はありませ。

そういうこともあって、町長からもお話があった中で、第2分団の庁舎の検討をさせていただきます。そこで施設的には大きいですし、ただちょっとトイレが1つしかないという状況では、子供とはいえ、やはり男子と女子の分けたトイレを数個ずつ必要というのは、最低限必要だなというようなところでもって、最低限のものを見積もっていただきました。そこでは、三千数百万円という金額が出てまいりました。その部分もあったんですけども、一番の問題は、実は保育士の確保、職員の確保でございませ。施設を友遊児童館に小さい子供、それから大きい子供を第2分団のほうに移そうとしたときに、それぞれの施設に2人ずつ職員の配置が必要になってまいりませ。最低限ですね。最低限、職員の配置が必要という状況になってまいりませ、実は、児童館の非常勤職員については、今年度も友遊児童館は3人非常勤を募集しているんですけども、実際には非常勤の職員については2人の応募しかないと。それから、子夢希児童館のほうも非常勤を2人募集したんですけども、当初は1人しか来なくて、6月から2人に何とかなったという状況があって、これにさらに1カ所ずらすことによって職員がさらに必要ということになるものですから、これが現状としては確保ができないということで、その第2分団の活用というのは諦めたという状況でございませ。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 それと、友遊児童館の別館構想と言ったらいいのかなと思うんですけども、別館構想についてはだめなんだよと。やはり同一施設の中で、できるだけ管理人員も絞った中で、増えていく子供たちに対応しなければならないということだと思うんですけども、その検討というものはどういうふうに進められているんでしょうか。将来的に友遊児童館を増築、移築、改築、そういったものの検討というものはどういうふうに行われていくのかというのを教えていただきたいと思えます。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） 今の友遊児童館の中で、先ほど100人近くの登録者ということをお願いしたけれども、子供さんの推計といいますか、数を見ていくと、今後、減っていくんだと考えております。今が大体、この一、二年がせいぜいピークかなと考えておまして、その後は減っていくという中では、今の状況の中でできるのではないかなと考えております。
  
- 委員長（大野委員） ほか、この5目ございませんか。  
4番、石澤委員。
  
- 石澤委員 今の児童館なんですけれども、ここでは放課後デイはやっていないんですね。どこか別な箇所で行っているんですか。放課後デイサービスは、この場所ではできていないんですね。
  
- 委員長（大野委員） 保健福祉課長。
  
- 保健福祉課長（阿部課長） 児童クラブという部分で、その放課後児童クラブという言い方もあったんですけれども、その子供さんたちは、学校から真っすぐその児童館に来て、居場所としてそこに通ってくる子供さんたちですけれども、今おっしゃられた放課後デイサービスという部分では、障害の子供さんの部分のことだとすると、その放課後等児童デイサービスの施設というのは、児童館ではなくて、厚岸町には「あみか」の2階にある児童発達支援センターと、それから「ぷらっと」という事業所ということになります。
  
- 委員長（大野委員） 4番、石澤委員。
  
- 石澤委員 前に、友遊児童館で障害を持った子供たちを受け入れていたということがあったと思うんですが、今、そういうことは一切やっていないということですね。
  
- 委員長（大野委員） 保健福祉課長。
  
- 保健福祉課長（阿部課長） その子供さんの状況にもいろいろありまして、そういう障害サービスを受けなければならない子供さんもいらっしゃいますし、なかなかグレーの部分で、そういった判断がまだされていない子供さんの中で、児童館のほうに通ってくる子供さんはいらっしゃいました。その部分は、その子供さんの状況にもよりますが、何とか児童館のほうでは、受け入れている部分があります。ただ、サービスが必要な子供さんについては、きちっとした判定に基づいて、そういう専門のサービスを受けていただくというのが基本ではあります。
  
- 委員長（大野委員） ほか、この目ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） なければ、本日の会議はこの程度にとどめ、あす午前10時から審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（大野委員） 異議なしと認めます。  
よって、本日の委員会は、これにて閉会いたします。

午後 5 時08分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成30年3月13日

平成30年度各会計予算審査特別委員会

委員長